

八千代市地域防災計画

【資料編】

令和7年2月

[資料編] 目次

1 防災会議関連

- 1 八千代市防災会議条例…………… ①-1
- 2 八千代市防災会議委員の構成…………… ①-3

2 災害対策本部関連

- 1 八千代市災害対策本部条例…………… ②-1
- 2 八千代市災害対策本部組織要領…………… ②-2
- 3 被害の認定基準…………… ②-4
- 4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準…………… ②-8
- 5 災害時の市本部を中心とする通信連絡系統図…………… ②-13

3 報告等様式関連

- 1 災害対策本部への報告・要請書…………… ③-1
- 2 物資経理状況…………… ③-2
- 3 罹災証明書様式
 - 罹災証明書交付申請書…………… ③-3
 - 罹災証明書…………… ③-4
- 4 義援金品の受付等様式
 - 義援金の受付記録簿…………… ③-5
 - 義援品の受付記録簿…………… ③-6
 - 義援金品領収書…………… ③-7
 - 義援金の配分記録簿…………… ③-8
 - 義援品の払い出し記録簿…………… ③-9

4 避難関連

- 1 避難場所一覧
 - 指定緊急避難場所一覧表(一時避難場所)…………… ④-1
 - 指定緊急避難場所一覧表(広域避難場所)…………… ④-3
- 2 指定避難所(予定施設)一覧表…………… ④-4
- 3 指定避難所(福祉避難所)一覧表…………… ④-6
- 4 帰宅困難者向け一時滞在施設一覧表…………… ④-8
- 5 広域防災拠点施設…………… ④-9
- 6 避難所運営のための様式
 - 避難者カード…………… ④-10
 - 避難所収容記録簿(市民用)…………… ④-12
 - 避難所収容記録簿(市外民用)…………… ④-13
 - 避難所収容状況調…………… ④-14
 - 物品受け払い簿…………… ④-15
 - 避難所勤務簿…………… ④-16

避難所日誌	④-17
外泊届用紙	④-18
取材者用受付用紙	④-19
受け取り簿	④-20
ボランティア受入票	④-21
ペット飼育者名簿記入用紙	④-22
ペット飼育者名簿	④-23
災害対策本部への報告内容（初期：発災から2時間）	④-24
避難所運営状況報告内容（定期報告：午前10時まで）	④-25

5 総務部関連

1 防災行政用無線の現況	⑤-1
2 防災倉庫・災害用井戸	
防災倉庫・災害用井戸設置場所一覧表	⑤-2
100 m ³ 耐震性貯水槽設置場所一覧	⑤-3
防災物品管理状況一覧表（機械・器具・備品）	⑤-4
防災物品管理状況一覧表（消耗品）	⑤-6
分散設置型防災倉庫1基当たりの収容物品一覧表	⑤-7
3 八千代市自主防災組織一覧表	⑤-9
4 八千代市自主防災組織補助金交付要綱	⑤-13
5 八千代市消火器薬剤の無償詰め替えに関する要綱	⑤-15
6 八千代市自主防災組織等防災訓練指導等実施要領	⑤-16
7 地区別防災計画策定地区一覧	⑤-18
8 八千代市防災倉庫等の管理運用要領	⑤-19
9 八千代市防災ラジオ等貸与要綱	⑤-20
10 八千代市防災ラジオ等貸与事業実施要領	⑤-22

6 健康福祉部及び子ども部関連

1 要配慮者利用施設一覧表	⑥-1
2 捜索受付から火葬・埋葬までの様式	
行方不明者等受付簿	⑥-12
遺体調書	⑥-13
災害遺体氏名札	⑥-14
災害遺体送付票	⑥-14
遺体処理票	⑥-15
遺留品処理票	⑥-16
遺体捜索状況記録簿	⑥-17
遺体処理台帳	⑥-18
埋葬台帳	⑥-19
3 火葬場所在地一覧表	⑥-20

7 経済環境部関連

- 1 ごみ及びし尿処理施設の現況…………… ⑦-1

8 都市整備部関連

- 1 土砂災害警戒区域等一覧
国土交通省所管地すべり防止区域…………… ⑧-1
急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表…………… ⑧-2
土砂災害警戒区域指定地一覧表…………… ⑧-3
- 2 緊急輸送道路網図…………… ⑧-5

9 上下水道部関連

- 1 上下水道局所管施設等の現況…………… ⑨-1

10 防災関連機関等関連

- 1 緊急通行車両等確認申出書等…………… ⑩-1
- 2 自衛隊災害派遣関連様式
自衛隊の災害派遣要請依頼書…………… ⑩-7
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請依頼書…………… ⑩-8

11 協定関連

- 1 災害時協力協定締結一覧表…………… ⑪-1

12 災害実例

- 1 風水害・土砂災害履歴（平成3年～令和6年）…………… ⑫-1
- 2 地震による災害履歴（平成23年～令和6年）…………… ⑫-7

13 応急医療救護関連

- 1 災害医療地区病院・学校（1次救護所）一覧表…………… ⑬-1
- 2 応急医療救護に関する様式
医療救護班診療記録…………… ⑬-2
医療救護班医薬品衛生材料使用簿…………… ⑬-3
医療救護班の編成及び活動記録（集計報告）…………… ⑬-4
医薬品衛生材料受け払い簿…………… ⑬-5
病院診療所医療実施状況…………… ⑬-6
助産台帳…………… ⑬-7

1 4 気象庁関連

- 1 気象警報・注意報発表基準…………… ⑭-1

1 5 復旧・復興関連

- 1 八千代市災害見舞金等交付要綱…………… ⑮-1
- 2 各種生活再建支援制度の概要…………… ⑮-3

八千代市防災会議条例

〔昭和40年4月1日
条例第17号〕

改正 昭和42年1月1日条例第3号 昭和47年4月1日条例第25号
昭和49年4月1日条例第1号 昭和58年7月13日条例第13号
平成8年3月27日条例第3号 平成12年3月24日条例第18号
平成18年3月28日条例第17号 平成24年9月28日条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、八千代市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び所掌事務を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八千代市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて八千代市地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(組織)

第3条 防災会議は、会長及び委員32人以内をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 千葉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) その他市長が必要と認める者

4 前項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第3項の委員は、再任されることができる。

(会長の職務)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 防災会議に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、八千代市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬等)

第6条 委員及び専門委員の報酬、費用弁償及び旅費については、八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年八千代市条例第1号）の定めるところによる。

(議事等)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和42年条例第3号)

1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

2 この条例施行前にした行為に対するこの条例による改正後の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和47年条例第25号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第1号)

この条例は昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年条例第3号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第18号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第17号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 八千代市防災会議委員の構成

八千代市防災会議委員の構成

(令和6年4月1日現在)

区 分	所 属	職 名
会 長	八千代市	市長
第1号委員	農林水産省関東農政局千葉県拠点	地方参事官
〃	銚子地方気象台	気象台長
第2号委員	千葉県葛南地域振興事務所	所長
〃	千葉県千葉土木事務所	所長
〃	千葉県習志野健康福祉センター	所長
第3号委員	千葉県八千代警察署	署長
第4号委員	八千代市	副市長
〃	八千代市	事業管理者
〃	八千代市	企画部長
〃	八千代市	総務部長
〃	八千代市	財務部長
〃	八千代市	健康福祉部長
〃	八千代市	子ども部長
〃	八千代市	経済環境部長
〃	八千代市	都市整備部長
第5号委員	八千代市	教育長
第6号委員	八千代市	消防長
〃	八千代市	消防団長
第7号委員	東日本電信電話株式会社 千葉事業部 千葉西支店	支店長
〃	独立行政法人 水資源機構 千葉用水総合管理所	所長
〃	東京電力パワーグリッド株式会社 京葉支社	支社長代理
〃	京成電鉄株式会社 勝田台駅	駅長
〃	東葉高速鉄道株式会社 運輸施設部 東葉勝田台駅	駅長
〃	東京ガス株式会社 千葉支社	副支社長
〃	大多喜ガス株式会社 供給部 八千代事業所	所長
第8号委員	一般社団法人 八千代市医師会	会長
〃	一般社団法人 八千代市歯科医師会	会長
〃	一般社団法人 八千代市薬剤師会	会長
〃	八千代市自主防災組織連絡協議会	会長
〃	八千代市赤十字奉仕団	委員長
〃	陸上自衛隊 第1空挺団 第2普通科大隊	大隊長

2-1 八千代市災害対策本部条例

八千代市災害対策本部条例

〔昭和40年4月1日〕
条 例 第18号

改正 昭和42年1月1日条例第3号 平成12年3月24日条例第18号
平成24年9月28日条例第26号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、八千代市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（平12条例18・平24条例26・一部改正）

(職 務)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員を充てる。

4 部長は、事務を掌理する。

(委 任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和42年条例第3号）

1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

2 この条例施行前にした行為に対するこの条例による改正後の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成12年条例第18号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 （平成24年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

八千代市災害対策本部組織要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市災害対策本部条例（以下「本部条例」という。）

第4条の規定により、八千代市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織構成)

第2条 本部の組織構成は、別紙1のとおりとする。

(配備検討会)

第3条 総務部長は、本部設置前体制の配備を検討するための会議（以下「配備検討会」という。）を開催し、警戒配備又は応急対策本部の設置について協議する。

2 配備検討会の委員は、別紙2のとおりとする。

3 配備検討会に委員が出席できない場合は、委員が予め指名した職員が出席するものとする。

4 配備検討会の開催は、次の各号に掲げる時期とする。

(1) 総務部長が必要と認めたとき。

(2) 配備検討会の委員又は本部員から配備検討会の開催要請があったとき。

5 総務部長は、配備検討会の委員全員の出席を待たずして、会議を開催することができる。

6 市長は、配備検討会の協議結果を元に配備を決定する。

(本部設置前の活動)

第4条 本部設置前の活動は、応急対策本部が統括する。

2 応急対策本部の組織構成は、別紙3のとおりとし、分掌事務は本部の規定を準用する。

3 副市長は、応急対策本部の活動状況を随時市長に報告するものとする。

(本部要員の役職名称及び役職基準)

第5条 本部要員の役職名称及び役職基準は、別紙4のとおりとする。

2 本部設置前の配備体制時は、前項に規定する役職名のうち部長以下の役職名を使用するものとする。

(本部事務局)

第6条 本部に事務局を置く。

2 事務局長は、「総務部次長」をもって充てる。ただし次長が複数の場合は、次長の内から1人を充てる。次長が不在の場合は、参事又は技監若しくは主管課長をもって充てる。

3 事務局次長は、「危機管理課長、広報広聴課長、総務課長、職員課長、財政課長、資産管理課長」をもって充てる。

4 事務局職員は、事務局次長が指名し、事務局に勤務する。

5 事務局の事務分掌は、別紙5のとおりとする。

6 事務局内の要員等は、別紙6のとおりとする。

7 事務局内の班は、別に定める。

(応急対策本部事務局)

第7条 応急対策本部に事務局を置く。

2 事務局の組織等は、前条の規定に準ずる。

(本部連絡員)

第8条 本部連絡員は、第5条第1項に規定する部長が指名する。

2 本部連絡員は、事務局に勤務する。

(部の構成)

第9条 本部条例第3条第1項に規定する部の構成は、別紙7のとおりとする。

2 部に勤務する役職員は、部長、総括長、副部長、班長、副班長、部連絡員、班員とする。

(部の事務分掌)

第10条 部の事務分掌は、別紙8のとおりとする。

(本部及び部に勤務する役職員の職務)

第11条 本部及び部に勤務する役職員の職務は、別紙9のとおりとする。

(防災用ヘルメット階級線)

第12条 本部役職員の防災用ヘルメット階級線は、別紙10のとおりとする。

2-2 八千代市災害対策本部組織要領

- 附 則
この要領は、平成9年6月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成11年10月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成15年10月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成25年2月26日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成27年2月13日から施行する。
- 附 則
この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和4年2月15日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 附 則
この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2-3 被害の認定基準

被害の認定基準

(「千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引き」より)

区分	被害項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 (※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めがたい場合は、軽傷者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に 1 棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各 1 棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は 1 棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。	

2-3 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	半壊	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。
非住家被害	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
	罹災世帯	1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。	
道路被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。

2-3 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
道路被害	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
その他被害	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
その他被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック石堀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。	
田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。		

2-3 被害の認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	畑の冠水		
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
活動 体制	庁内各 部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後 30 分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

2-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

(令和6年8月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<p><基本額> 避難所設置費 1人1日当たり350円以内</p> <p>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込) / 泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと。)</p>
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<p><基本額> 避難所設置費 1人1日当たり350円以内</p> <p>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	<p>1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p>
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	<p>○建設型応急住宅</p> <p>1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定</p> <p>2 基本額 1戸当たり6,883,000円以内</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。</p>	災害発生の日から20日以内に着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる)</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p>

2-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 1人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊	夏	19,800 ^(円)	25,400 ^(円)	37,700 ^(円)	45,000 ^(円)	57,000 ^(円)	8,300 ^(円)
		全壊	冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
半壊	冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

2-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり51,500円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,200円 中学校生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円	災害発生の日から（教科書）1ヵ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 226,100円以内 小人（12歳未満） 180,800円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	洗浄、消毒等 ・1体当たり3,600円以内 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり5,700円以内 検 索 ・救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たりの平均が140,000円以内	災害発生の日から10日以内	

2-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 3千万円以下の部分の金額については100分の10 2 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 3 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 7 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

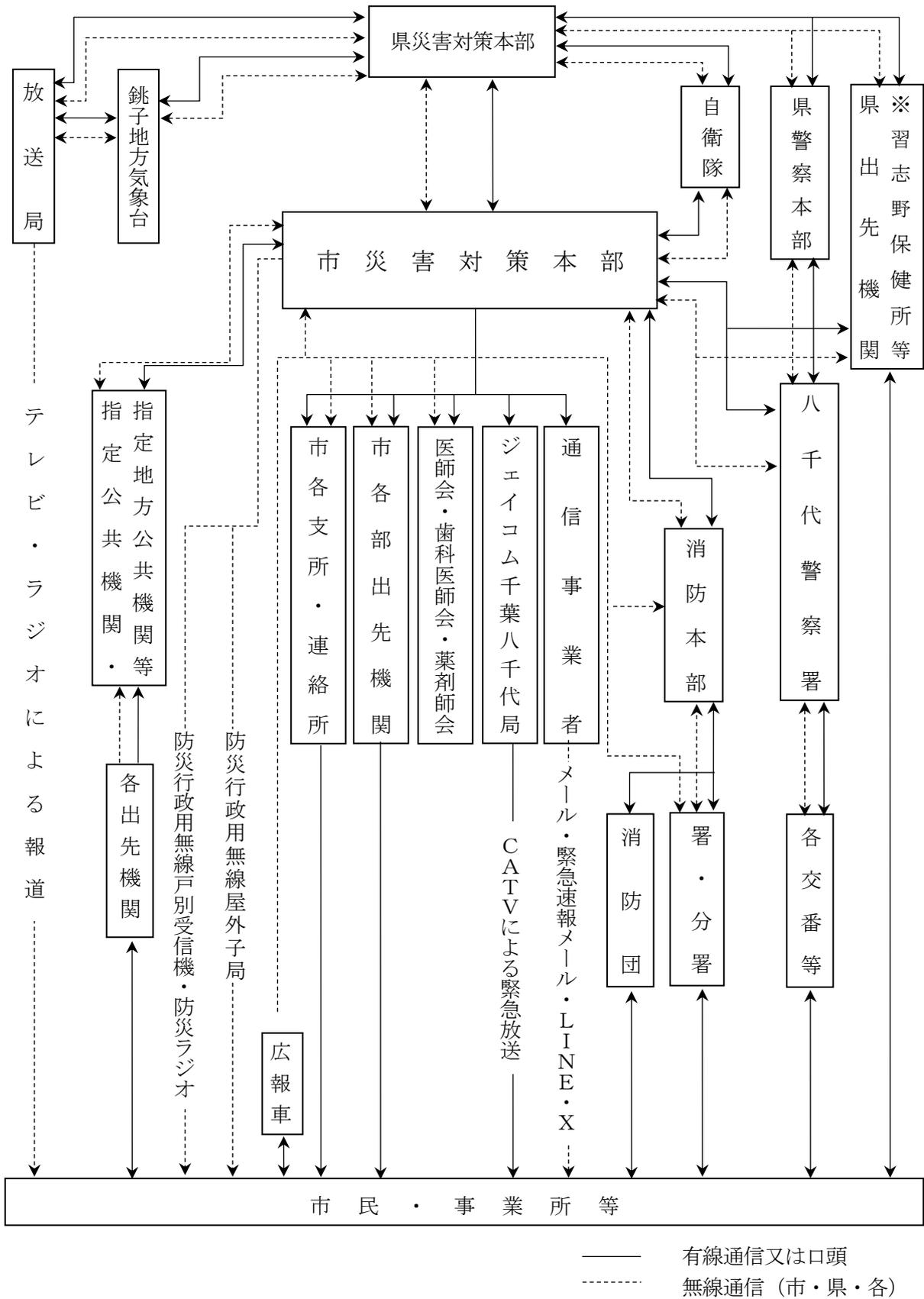
2-4 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	日当 1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,100円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 24,800円以内 左官 26,900円以内 とび職 27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2-5 災害時の市本部を中心とする通信連絡系統図

災害時の市本部を中心とする通信連絡系統図



3-1 災害対策本部への報告・要請書

災害対策本部への報告・要請書

報告・要請時間 _____ 時 _____ 分 _____ 部

報 告 ・ 要 請
<input type="checkbox"/>

※ 災害対策本部へ提出する際は，3部提出（本部員1，事務局2）

3-2 物資経理状況

物資経理状況

市町村名：八千代市 NO. _____ / _____

年 月 日 現在

救助の種目別	年月日	品名	単位	受入先又は払出先	受 高		払 高		残 高		備 考
					数量	金額	数量	金額	数量	金額	
	年 月 日					円		円		円	

- (注) 1 「救助の種目別」欄は、次のように区分して、記入すること。
- ①避難所用, ②炊き出しその他による食品給与用,
 - ③給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材,
 - ④被服・寝具等, ⑤医薬品・衛生材料, ⑥被災者救出用機械器具・燃料, ⑦燃料及び消耗品
- 2 各救助の種目別最終行に受高, 払高, 残高の合計を明らかにすること。なお, 物資等において, 都道府県よりの受入分及び市町村調達分がある場合には, それぞれの別に, 受高, 払高, 残高の合計を明らかにすること。
- 3 救護班による場合には, 救護班ごとに, 救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。

罹災証明交付申請書

※令和7年度から様式変更予定

第1号様式(第6条第1項第1号)

令和 年 月 日

罹災証明交付申請書

(宛先)八千代市長

下記のとおり、罹災したことを証明願います。

申請者情報	住所			氏名	
	世帯主との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯の親族 <input type="checkbox"/> その他※()			
世帯主情報 (本人の場合記載不要)	住所			氏名	
受取方法 連絡先	受取方法	<input type="checkbox"/> 郵送(申請者住所) <input type="checkbox"/> 郵送(世帯主住所) <input type="checkbox"/> 窓口で手渡し		連絡先 (tel)	
世帯構成員 (必要な場合のみ記載)	氏名			続柄	生年月日

※その他の場合、委任状が必要。

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家※の所在地	<input type="checkbox"/> 世帯主住所と同じ <input type="checkbox"/> それ以外(八千代市)
住家※の被害概要 (被害が分かる写真が必要)	
浸水区分	<input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害 (必要な場合のみ記載)	
------------------------	--

①同意欄 (判定方式について、どちらかを選択してください。(必須))	<input type="checkbox"/> 以下の内容を確認のうえ、現地確認による判定を希望します。 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産税課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用することについて同意します。なお、情報の利用について申請者の他、所有者等の同意を得ています。 <input type="checkbox"/> 自己判定方式※を希望します。 かつ、「準半壊に至らない(一部損壊)」という調査結果に同意します。
②同意欄 (市関係課との情報共有について)	<input type="checkbox"/> この申請書に記載された内容を本市関係課等に対し、罹災状況の調査及び被災者支援に係る事務の範囲に限り、提供することについて同意します。なお、情報の提供について申請者の他、世帯主等の同意を得ています。

※自己判定方式では、住家が災害により受けた被害が軽微な場合に、申請者が判定結果を『準半壊に至らない(一部損壊)』(家屋全体の損害割合10%未満)とすることに同意する場合の判定方法です。被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災住家の写真等の添付が必要になります。(現地確認は行いません。ただし、添付頂いた写真等だけでは、被害状況判定が難しい場合等は、現地確認を行う場合があります。)

罹災証明書

第3号様式(第7条第1号)

第 号

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	年 月 日の	による
------	--------	-----

被災住家の所在地	
住家の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
浸水区分	
被害の概要	

住家以外の被害	
---------	--

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)
 ※住家以外の被害については、被害の程度は判定していません。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

八千代市長 ○ ○ ○ ○ 印

3-4 義援金品の受付等様式

義援金の受付記録簿

NO. _____ / _____

No.	年 月 日			受 入 先	受 入	累 計	備 考
					金 額	金 額	
					円	円	

3-4 義援金品の受付等様式

義援品の受付記録簿

No. _____ / _____

No.	年	月	日	受入先	義援品	受入数量	備考

3-4 義援金品の受付等様式

義援金品領収書

義援金品領収書					
	NO. _____				
金額	¥ _____				
<table border="1" style="width: 100%; height: 150px;"><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr><tr><td> </td></tr></table>					
<p>以上のおり受領いたしました。 御好意に厚く御礼申し上げます。</p>					
	年 月 日				
_____	様				
	八千代市災害対策本部長 八千代市長 印				

(A5サイズ)

3-4 義援金品の受付等様式

義援金の配分記録簿

NO. _____ / _____

No.	年 月 日			配分先	配 分	累 計	備 考
					金 額	金 額	
					円	円	

3-4 義援金品の受付等様式

義援品の払い出し記録簿

NO. _____ / _____

No.	年	月	日	払い出し先	義援品	払い出し数量	備 考

4-1 避難場所一覧

指定緊急避難場所一覧表（一時避難場所）

番号	名称	校地面積 (㎡)	所在地	電話	異常な現象の種類			
					洪水 浸水	崖崩れ	地震	大規模 な火事
1	大和田小学校	10,721	萱田町628	484-6141	○	○	○	○
2	大和田南小学校	24,493	大和田628	484-6336	×	○	○	○
3	大和田中学校	29,168	萱田町645	484-5071	○	○	○	○
4	南高津小学校	18,431	高津421-3	450-0916	○	○	○	○
5	西高津小学校	24,250	高津832-38	450-7200	○	○	○	○
6	大和田西小学校	17,899	大和田新田409-3	450-2098	○	○	○	○
7	東高津中学校	24,033	高津1092	459-1211	○	○	○	○
8	萱田小学校	25,078	ゆりのき台6-20	484-5541	○	○	○	○
9	萱田南小学校	7,051	ゆりのき台3-7-3	487-7117	○	○	○	○
10	萱田中学校	29,313	ゆりのき台7-8-1	485-6640	○	○	○	○
11	京成バラ園	85,861	大和田新田755	459-0055	○	○	○	○
12	新木戸小学校	20,000	緑が丘2-4	450-8488	○	○	○	○
13	みどりが丘小学校	26,107	緑が丘西3-14	458-1281	○	○	○	○
14	八千代西高等学校 (令和7年3月指定予定)	44,993	吉橋2405-1	450-2451	○	○	○	○
15	秀明大学	153,119	大学町1-1	488-2111	○	○	○	○
16	睦小学校	14,321	桑納176	450-2009	○	○	○	○
17	睦中学校	20,538	島田台756	450-2006	○	○	○	○
18	八千代台東小学校	22,350	八千代台東2-5-1	483-4547	○	○	○	○
19	八千代台小学校	15,716	八千代台西1-8	482-3355	○	○	○	○
20	八千代台西小学校	20,554	八千代台西7-23-1	482-7013	×	○	○	○

4-1 避難場所一覧

番号	名称	校地面積 (㎡)	所在地	電話	異常な現象の種類			
					洪水 浸水	崖崩れ	地震	大規模 な火事
21	八千代台西中学校	19,335	八千代台西7-23-3	482-0915	×	○	○	○
22	八千代台西市民の森	18,415	八千代台西9-138他		○	○	○	○
23	八千代台南市民の森	10,115	八千代台南3-37-1他		○	○	○	○
24	旧八千代台東第二小学校跡地広場 (やちよたい東ニマイル広場)	22,601	八千代台東6-27		○	×	○	○
25	八千代中学校	23,825	八千代台北14-9-1	482-3232	○	○	○	○
26	八千代台第1公園	6,467	八千代台北3-9-1		○	○	○	○
27	村上小学校	17,899	村上1113-1	482-3011	○	○	○	○
28	村上北小学校	18,572	村上1113-1	484-1780	○	○	○	○
29	村上中学校	24,500	村上1643-55	482-3121	○	○	○	○
30	酒井グラウンド	11,362	上高野1270-3他		○	○	○	○
31	旧米本小学校	18,521	米本1386-6		○	×	○	○
32	旧米本南小学校	18,012	米本2301		○	○	○	○
33	旧阿蘇小学校	11,309	米本2586		○	○	○	○
34	保品近隣公園	20,415	保品1772-19他		○	○	○	○
35	勝田台小学校	20,147	勝田台2-14	482-6351	○	○	○	○
36	勝田台南小学校	21,391	勝田台5-9	483-0286	○	○	○	○
37	勝田台中央公園	16,976	勝田台3-31		○	○	○	○

4-1 避難場所一覧

指定緊急避難場所一覧表（広域避難場所）

番号	名称	およその面積 (㎡)	所在地	電話	異常な現象の種類			
					洪水 浸水	崖崩れ	地震	大規模 な火事
1	八千代総合運動公園	32,650	萱田町253他		○	○	○	○
2	陸上自衛隊演習場※	2,210,000	高津地内	466-2141	○	○	○	○
3	高津小学校及び 高津中学校等一帯の地域	87,000	高津738-6他 (高津団地内)	450-0152(小) 450-0151(中)	×	○	○	○
4	勝田台中学校	32,538	勝田台3-1	482-7225	○	×	○	○
5	村上東小学校及び村上 東中学校等一帯の地域	173,000	村上1113-1 (村上団地内)	482-0931(小) 482-0932(中)	○	○	○	○
6	八千代高等学校	50,000	勝田台南1-1-1	484-2551	○	○	○	○

※陸上自衛隊演習場は、災害対策基本法第49条の4の規定によらない任意指定

4-2 指定避難所（予定施設）一覧表

指定避難所（予定施設）一覧表

番号	名称	収容可能面積 (m ²)	収容人数 (人)	所在地	電話 FAX番号	屋外 トイレ	多 目的 トイレ	異常な現象の種類			
								洪水 浸水	崖崩 れ	地震	大規模 な火事
1	大和田南小学校	1,949.7	1,181	大和田628	484-6336 484-6466	○	—	×	○	○	○
2	大和田小学校	2,000.9	1,212	萱田町628	484-6141 484-6142	—	—	○	○	○	○
3	大和田中学校	2,358.5	1,429	萱田町645	484-5071 484-6716	○	○	○	○	○	○
4	南高津小学校	1,727.0	1,046	高津421-3	450-0916 450-2236	—	—	○	○	○	○
5	高津小学校	2,221.1	1,346	高津738-6	450-0152 450-1163	○	—	×	○	○	○
6	高津公民館	178.5	108	高津832-1	450-0353 459-8645	—	—	○	○	○	○
7	西高津小学校	1,818.9	1,102	高津832-38	450-7200 450-5491	○	—	○	○	○	○
8	高津中学校	2,320.8	1,406	高津880-4	450-0151 450-1730	—	—	×	○	○	○
9	東高津中学校	1,492.5	904	高津1092	459-1211 459-1213	—	—	○	○	○	○
10	大和田西小学校	2,422.7	1,468	大和田新田409-3	450-2098 450-9743	○	○	○	○	○	○
11	新木戸小学校	2,706.4	1,640	緑が丘2-4	450-8488 450-8489	—	○	○	○	○	○
12	みどりが丘小学校	1,940.1	1,175	緑が丘西3-14	458-1281 458-1282	○	○	○	○	○	○
13	緑が丘公民館	317.9	192	緑が丘3-1-7	489-4919 489-4920	—	○	○	○	○	○
14	萱田南小学校	1,305.2	791	ゆりのき台3-7-3	487-7117 487-7118	—	○	○	○	○	○
	総合生涯学習プラザ (アリーナ)	1,109.8	672	ゆりのき台3-7-3	487-3719 487-3720	—	○	○	○	○	○
15	萱田小学校	2,686.8	1,628	ゆりのき台6-20	484-3757 484-5541	—	○	○	○	○	○
16	萱田中学校	2,264.1	1,372	ゆりのき台7-8-1	485-6640 485-6432	—	○	○	○	○	○
17	福祉センター	686.8	416	大和田新田312-5	483-1171 483-3083	—	○	○	○	○	○
18	睦小学校	1,206.0	730	桑納176	450-2009 450-9674	○	—	○	○	○	○
19	睦中学校	856.8	519	島田台756	450-2006 450-5459	—	—	○	○	○	○
20	睦公民館	141.1	85	島田台756	450-2390 459-8646	—	○	○	○	○	○
21	八千代台東小学校	2,082.4	1,262	八千代台東2-5-1	483-4547 482-1464	○	○	○	○	○	○
22	八千代台近隣公園 小体育館	355.2	215	八千代台東3丁目 地先	483-4977	○	○	○	○	○	○
23	八千代台東南公民館 ※東南公共センター含む	518.4	314	八千代台南1-11-6	485-4811 485-7398	—	○	○	○	○	○
24	八千代台小学校	2,260.1	1,369	八千代台西1-8	482-3355 482-3350	—	—	○	○	○	○

4-2 指定避難所（予定施設）一覧表

番号	名称	収容可能面積 (㎡)	収容人数 (人)	所在地	電話 FAX番号	屋外 トイレ	多目的 トイレ	異常な現象の種類			
								洪水浸水	崖崩れ	地震	大規模な火事
25	八千代台公民館	360.9	218	八千代台西1-8	483-5553 486-9743	-	○	○	○	○	○
26	八千代台西小学校	1,890.7	1,145	八千代台西7-23-1	482-7013 482-7375	-	-	×	○	○	○
27	八千代台西中学校	1,848.0	1,119	八千代台西7-23-3	482-0915 482-0944	-	-	×	○	○	○
28	八千代中学校	2,071.1	1,255	八千代台北14-9-1	482-3232 482-7548	-	○	○	○	○	○
29	村上小学校	2,364.9	1,422	村上1113-1	482-3011 482-4102	○	-	○	○	○	○
30	村上北小学校	1,485.6	900	村上1113-1	484-1780 484-1823	○	-	○	○	○	○
31	村上東小学校	2,284.0	1,384	村上1113-1	482-0931 482-1463	○	○	○	○	○	○
32	村上東中学校	1,862.5	1,128	村上1113-1	482-0932 482-4037	-	-	○	○	○	○
33	村上中学校	1,707.9	1,035	村上1643-55	482-3121 482-3193	-	○	○	○	○	○
34	村上公民館	229.2	138	村上1113-1	485-5452 486-6942	-	○	○	○	○	○
35	ふれあいプラザ	1,127.1	683	上高野640-2	487-1511 487-1512	○	○	○	○	○	○
36	阿蘇公民館	152.8	92	米本1359	488-1185 488-2454	-	-	○	○	○	○
37	旧米本小学校	1,823.3	1,105	米本1386-6		-	-	○	×	○	○
38	阿蘇米本学園	1,755.2	1,063	米本1914	488-3004 488-3410	-	-	○	○	○	○
39	旧米本南小学校	1,941.1	1,176	米本2301		○	-	○	○	○	○
40	旧阿蘇小学校	844.9	512	米本2586		-	-	○	○	○	○
41	勝田台小学校	2,262.6	1,371	勝田台2-14	482-6351 482-3343	-	-	○	○	○	○
42	勝田台中学校	1,828.8	1,108	勝田台3-1	482-7225 482-6165	-	-	○	×	○	○
43	勝田台南小学校	1,713.8	1,038	勝田台5-9	483-0286 483-0022	○	-	○	○	○	○
44	勝田台中央公園 小体育館	270.6	164	勝田台3-31-3	487-7667 487-7668	○	○	○	○	○	○
45	勝田台公民館	208.3	126	勝田735-7	485-5202 485-9742	-	○	○	○	○	○
46	八千代西高等学校 (令和7年3月指定予定)	727.9	441	吉橋2405-1	450-2451 450-9153	-	-	○	○	○	○

注 収容人数：消防庁基準 1.65 ㎡/人

4-3 指定避難所（福祉避難所）一覧表

指定避難所（福祉避難所）一覧表

番号	主たる施設名	所在地	付随する施設
1	特別養護老人ホーム 愛生苑	吉橋 1059-17	・ショートステイ愛生苑 ・ケアハウスガーデンライフ八千代
2	小規模多機能居宅介護 なごみ	緑が丘 2-17-1	グループホームなごみ
3	愛生苑デイサービス かがやき	大和田新田 346-1	
4	特別養護老人ホーム グリーン・ヒル	上高野 2058-5	・グリーンヒル指定短期入所生活介護 ・グリーンヒル指定通所介護
5	特別養護老人ホーム グリーンヒル八千代台	八千代台西 7-2-69	・小規模多機能型居宅介護グリーンヒル八千代台 ・短期入所生活介護グリーンヒル八千代台
6	小規模多機能型居宅介護 サテライトグリーンヒル勝田台	勝田台 1-7 京成サン コーポ勝田台 D-208	
7	特別養護老人ホーム はなみずき	島田台 998-4	・ユニット型特別養護老人ホームはなみずき ・ケアハウスりんどう ・ショートステイはなみずき ・デイサービスセンターはなみずき
8	ケアハウスガーデンカルミア	島田台 1002-6	
9	地域密着型特別養護老人ホーム ひばりの郷	大和田 53	・ショートステイひばりの郷 ・小規模多機能ケアひばりの郷
10	特別養護老人ホーム ほうゆうの里	上高野 157	・特別養護老人ホームほうゆうの里（短期入 所生活介護） ・デイサービスセンターほうゆうの里
11	特別養護老人ホーム 美香苑	村上 641	・美香苑ショートステイサービス ・美香苑デイサービスセンター
12	サービス付き高齢者向け住宅 アゼリアガーデン	村上 1248-6	小規模多機能ホームアゼリアガーデン
13	グループホーム 美乃里	村上 573-5	デイサービスセンター美乃里
14	特別養護老人ホーム 緑が丘美香苑	緑が丘西 7-13-3	・緑が丘美香苑ショートステイサービス
15	特別養護老人ホーム 八千代城	保品 2070-5	・ユニット型特別養護老人ホーム八千代城 ・特別養護老人ホーム八千代城（短期入所 生活介護） ・ケアハウス青空 ・グループホーム悠々やちよ ・八千代城デイサービスセンター
16	小池更生園	小池 393	
17	作山更生園	小池 392	
18	ビック・ハート	小池 412-3	
19	はばたき職業センター	米本 2429-10	
20	友愛みどり園	緑が丘西 5-20-2	

4-3 指定避難所（福祉避難所）一覧表

番号	主たる施設名	所在地	付随する施設
21	福祉センター (令和7月3月末指定解除)	大和田新田 312-5	※一般の避難所と併用
22	ふれあいプラザ (令和7月3月末指定解除)	上高野 640-2	※一般の避難所と併用
23	ふる里学舎高津	高津 1047-1	
24	こいけ障害者支援センター	小池 407	
25	ふる里学舎八千代	米本 1517-1	
26	八千代特別支援学校	緑が丘西 5-24	
27	子ども子育て支援複合施設 (ハルモニア)	大和田新田 477-106	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター ・ことばと発達の相談室 ・子ども支援センターすてっぷ 21 大和田 ・ファミリーサポートセンター

4-4 帰宅困難者向け一時滞在施設一覧表

帰宅困難者向け一時滞在施設一覧表

番号	名称	所在地	近隣駅名
1	勝田台文化センター	勝田台 2-5-1	勝田台駅、東葉勝田台駅
2	八千代台文化センター	八千代台西 1-8	八千代台駅
3	総合生涯学習プラザ	ゆりのき台 3-7-3	八千代中央駅

4-5 広域防災拠点施設

広域防災拠点施設

施設名称（所在地）	活動部隊	屋内施設	屋外施設
<p>道の駅やちよ</p> <p>①八千代ふるさとステーション （米本 4905-1）</p> <p>②やちよ農業交流センター （島田台 2076）</p>	<p>警察</p>	<p>部屋数：8 部屋</p> <p>部屋数：6 部屋</p>	<p>・ 駐車場 3,669 m² 駐車台数：110 台 （うち大型車 10 台）</p> <p>・ ふれあい広場 1,739 m² ・ 駐車場 2,540 m² 駐車台数：109 台</p>

※「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」において指定

避難者カード

●太枠の中の項目についてご記入ください。

避難所名		受付 No.		入所日	年 月 日		
住所 (自宅)				電話番号			
被害状況	全壊・半壊・一部損壊・(床上床下浸水・ 断水・停電・ガス停止・電話不通)・なし			ペット 同行避難	有・置き去り・行方不明		
	フリ 氏	ガナ 名	性別	年齢	特技・資格 (※2)	避難形態	安否が不明 な方に「○」
ご家族・ 同居の方 (※1)	(世帯主)					避難所・校庭・車両・自宅・ その他 ()	
						避難所・校庭・車両・自宅・ その他 ()	
						避難所・校庭・車両・自宅・ その他 ()	
						避難所・校庭・車両・自宅・ その他 ()	
						避難所・校庭・車両・自宅・ その他 ()	
						避難所・校庭・車両・自宅・ その他 ()	
緊急連絡先	フリ 氏	ガナ 名			電話番号		
	住所						
その他、負傷(疾病)の状況やアレルギーの有無、特別な要望があれば記入して下さい							
安否確認のための情報開示							
① 親族・同居者からの照会に対し情報を提供することを				希望する	希望しない		
② 知人からの照会に対し氏名・負傷(疾病)情報を提供することを				希望する	希望しない		
③ 上記以外の者からの照会に対する回答又は公表について				同意する	同意しない		
退所日	年	月	日	転出先	住所 電話番号		
避難所記入欄(退所状況等)						男___名	
						女___名	
						計___名	
滞在スペース・区画(※3)							

※1 同居家族ごとに記入してください

※2 「特技・資格」欄は、避難所運営の参考となりますので、ご記入ください

例：手話通訳、外国語会話、カウンセリング、免許(医師、看護師等)等

※3 滞在スペース・区画欄には、避難する建物や部屋の名称および区画番号などを記入する。

※4 避難所での支援が必要なくなった方は、避難者カードを提出した避難所にご一報ください。

(裏面もご記入ください。)

避難者カード

●以下の項目についてご記入ください。

チェック項目		
1	現在、医療機関に通院をしている方はいますか？ (症状：)	はい・いいえ
2	現在、服薬をしている方はいますか？ (薬名：)	はい・いいえ
3	そのほか気になる症状がある方はいますか？	はい・いいえ
	※「はい」の場合、具体的にご記入ください	
4	避難所での行動に際し、介護や介助が必要な方はいますか？	はい・いいえ
5	避難所での行動に際し、配慮を要する障害がある方はいますか？	はい・いいえ
	※「はい」の場合、具体的にご記入ください	
6	乳幼児と一緒にですか？(妊娠中も含む)	はい・いいえ
7	呼吸器疾患、高血圧、糖尿病、その他の基礎疾患がある方はいますか？	はい・いいえ
	※「はい」の場合、具体的にご記入ください	
8	てんかんのある方はいますか？	はい・いいえ

4-6 避難所運営のための様式

避難所収容記録簿（市民用）

避難所名	
------	--

番号	入所 年月日	氏名	住所	性別	世帯主 との 関係	備考	退所 年月日

4-6 避難所運営のための様式

避難所収容記録簿（市外民用）

避難所名	
------	--

番号	入所 年月日	氏名	住所	性別	備考	退所 年月日

(/)

避難所収容状況調

避難所名	
------	--

	避難室名	避難者収容状況										救援・救護実施状況								備考	
		世帯数	男				女				給食支給状況		救助物資支給				物資貸与状況		要医療人員		
			大人	小人	乳児	計	大人	小人	乳児	計	ミルク	給食数	品名	数量	世帯数	人員	品名	数量			
月 日	8時																				
	12時																				
	18時																				
月 日	8時																				
	12時																				
	18時																				
月 日	8時																				
	12時																				
	18時																				
月 日	8時																				
	12時																				
	18時																				

- (注) 1 避難室ごとに記入する。
 2 物資の支給等は1日分をとりまとめて、室ごとに記入する。
 3 要医療人員は、内書とする。
 4 備考欄には、貸与物資の返還、消毒の実施等参考とすべき事項を記入する。

4-6 避難所運営のための様式

物品受け払い簿

NO. /

避難所名	
------	--

品名		単位呼称	
----	--	------	--

受取日	摘要欄	受入数	払出数	現在残	対応者	備考欄

- ※ 1. 品目ごとに作成する
 2. 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する
 3. 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する

避難所勤務簿

NO. /

避難所名	
------	--

補職	氏名	所属	避難所				備考
			到着		退出		
			年月日	時・分	年月日	時・分	

4-6 避難所運営のための様式

避難所日誌

NO. /

避難所名	
------	--

記録日	事 項	措置の概要	対応者

外泊届用紙

外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日間)
外泊者氏名	
家族の同行者	
緊急連絡先 (希望者のみ)	

取材者用受付用紙

太枠内に記入してください。

受付日時 年 月 日 (:)		退所時間 年 月 日 (:)	
代表者	氏名		
	所属		
	連絡先 (住所・電話番号)		
同行者	氏名		所属
	氏名		所属
取材目的	<p>※オンエア，記事発表などの予定：</p>		
避難所付添者		〈名刺添付場所〉	
特記事項			

受け取り簿

番号	受付月日	宛名	郵便物の種類	受取月日	受取人
1	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
2	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
3	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
4	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
5	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
6	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
7	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
8	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
9	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
10	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
11	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
12	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
13	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
14	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	
15	/		はがき・封書・小包・その他 ()	/	

情報管理部は「受付月日」から「郵便物等の種類」欄に記入します。
受け取りの際は、「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

4-6 避難所運営のための様式

ボランティア受入票

※太枠内に記入してください。

※事前にボランティアセンターにおいて申込，保険加入を済ませてください。

受入日時		退所日時	
年 月 日 (:)		年 月 日 (:)	
フリガナ		性別	
氏名			
携帯電話番号		年齢	
活動内容			
避難所記入欄	活動時間	: ~ :	
	主たる活動場所		
	対応者		
	特記事項		

4-6 避難所運営のための様式

ペット飼育者名簿記入用紙

太枠内に記入してください

入所日	年 月 日
退所日	年 月 日

記入日		年 月 日					
フリガナ							
飼育者氏名							
住所							
電話番号		自宅：		携帯電話：			
動物の 情報	番号	動物の種類	名前 (呼び名)	性別	体格	特徴 (毛色等)	識別番号
	①						
	②						
	③						
	④						
追加 情報	番号	ワクチン接種の有無 (種類・最終接種年月日)	不妊去勢 の有無	犬の場合			
				登録の有無 (登録番号)	狂犬病予防注射接種の有無 (済票番号・年度)		
	①	有・無 ()	有・無	有・無 ()	有・無 ()		
	②	有・無 ()	有・無	有・無 ()	有・無 ()		
	③	有・無 ()	有・無	有・無 ()	有・無 ()		
④	有・無 ()	有・無	有・無 ()	有・無 ()			
その他、参考となる事項があれば記入してください							
避難所記入欄 (退所状況等)							

ペット飼育者名簿

避難所名： _____

番号	入所日	退所日	動物種	品種	性別	名前 (呼び名)	特徴 (毛色等)	飼育者 氏名	連絡先	住所	犬の登録・狂犬病 予防注射の有無	備考
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未	
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未	
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未	
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未	
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未	
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未	
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未	
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未	
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未	
											【登録】 有・無 【狂注】 済・未	

避難所 ⇒ 本部

No.

災害対策本部への報告内容 【初期：発災から2時間】

年 月 日 時 分現在

災害対策本部	MCA 無線番号	149 / 150		
	電話番号	047-483-1151		
	FAX 番号	047-483-1094		
報告者				
災害対策本部 受信者				
報告日時	年 月 日 時 分			
通信手段	MCA 無線 ・ 電話 ・ FAX ・ 伝令			
No.	報告内容	状 況		備 考
1	避難所の状況	①火 災 ②倒壊建物	① 有 ・ 無 ② 有 ・ 無	
2	避難所の被害状況	①主建物（校舎等） ②付属建物（体育館等） ③その他 （ ）	① ② ③	
3	電気・ガス・水道・電話回線の使用の可否	①電 気 ②ガ ス ③水 道 ④電 話	① 可 ・ 不可 ② 可 ・ 不可 ③ 可 ・ 不可 ④ 可 ・ 不可	
4	避難所開設の可否 (可であれば開設予定時刻)	①校舎 ②体育館	① 可 ・ 不可 ② 可 ・ 不可 時刻 : 予定	
5	避難者の状況	①地域住民 ②帰宅困難者 ③児童・生徒	①約 () 人 ②約 () 人 ③約 () 人 合計 約 _____ 人	

避難所 ⇒ 本部

No.

避難所運営状況報告内容 【定期報告：午前10時まで】

年 月 日 時 分現在

災害対策本部		MCA無線番号	149 / 150	
		電話番号	047-483-1151	
		FAX番号	047-483-1094	
報告者				
災害対策本部 受信者				
報告日時		年 月 日 時 分		
通信手段		MCA無線・電話・FAX・伝令		
No.	報告内容	状況		備考
1	避難者の状況	①地域住民 ②帰宅困難者 ③児童・生徒	①約 () 人 ②約 () 人 ③約 () 人 合計 約 _____ 人	
2	避難者の詳細	①高齢者 ②障害者 ③乳幼児 ④妊産婦 ⑤傷病者	①約 _____ 人・% ②約 _____ 人 ③約 _____ 人 ④約 _____ 人 ⑤ _____ 人 ※病院搬送の 有・無	
3	電気・ガス・水道・電話回線の使用の可否	①電気 ②ガス ③水道 ④電話	① 可 ・ 不可 ② 可 ・ 不可 ③ 可 ・ 不可 ④ 可 ・ 不可	
4	意見・要望・その他必要事項	内 容		

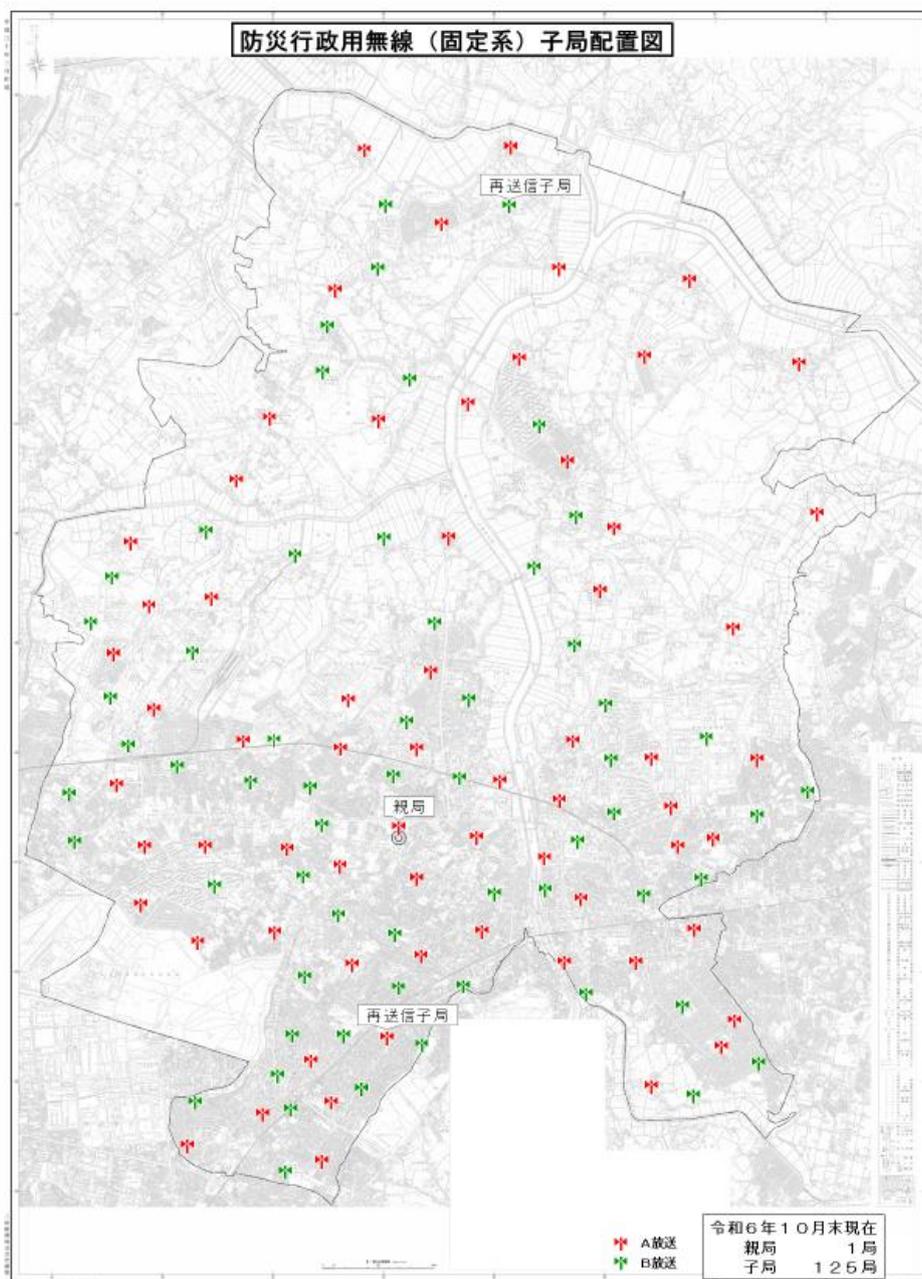
5-1 防災行政用無線の現況

防災行政用無線の現況

(令和7年3月末予定)

防災行政用無線 (固定系)	親局	本庁(操作卓)1局(消防本部から遠隔操作可能)			
	子局	125局(再送信子局2局を含む)			
デジタルMCA無線	陸上移動局	本庁等	46台	災害時物資集積場所・ 広域防災拠点	2台
		消防本部(※)	2台	災害医療地区病院等	9台
		上下水道局	15台	鉄道機関	7台
		支所・連絡所	4台	その他関係機関	2台
		避難場所・避難所指定 施設	47台	合 計	134台

※ 消防無線は除く



5-2 防災倉庫・災害用井戸

防災倉庫・災害用井戸設置場所一覧表

番号	施設			
	名称	位置	防災倉庫	災害用井戸
1	八千代市役所	大和田新田 312-5	○	—
2	八千代市消防本部	大和田新田 186	○	—
3	八千代市東消防署	米本 2714-1	○	—
4	大和田南小学校	大和田 628	○	○
5	西高津小学校	高津 832-38	○	○
6	高津中学校	高津 880-4	○	○
7	八千代台東小学校	八千代台東 2-5-1	○	○
8	旧八千代台東第二小学校跡地広場 (やちよだい東二マイル広場)	八千代台東 6-27	○	○
9	村上北小学校	村上 1113-1	○	○
10	村上東中学校	村上 1113-1	○	○
11	旧米本南小学校	米本 2301	○	○
12	勝田台小学校	勝田台 2-14	○	○
13	勝田台南小学校	勝田台 5-9	○	○
14	八千代中学校	八千代台北 14-9-1	○	○
15	八千代台小学校	八千代台西 1-8	○	○
16	新木戸小学校	緑が丘 2-4	○	○
17	萱田小学校	ゆりのき台 6-20	○	○
18	旧米本小学校	米本 1386-6	○	○
19	大和田西小学校	大和田新田 409-3	○	○
20	村上小学校	村上 1113-1	○	○
21	南高津小学校	高津 421-3	○	○
22	大和田中学校	萱田町 645	○	○
23	八千代台西中学校	八千代台西 7-23-3	○	○
24	睦中学校	島田台 756	○	○
25	東高津中学校	高津 1092	○	○
26	勝田台中学校	勝田台 3-1	○	○
27	萱田中学校	ゆりのき台 7-8-1	○	○
28	高津小学校	高津 738-6	○	○
29	八千代台西小学校	八千代台西 7-23-1	○	○
30	大和田小学校	萱田町 628	○	○
31	村上東小学校	村上 1113-1	○	○
32	阿蘇米本学園	米本 1914	○	○
33	村上中学校	村上 1643-55	○	○
34	睦小学校	桑納 176	○	○
35	旧阿蘇小学校	米本 2586	○	○
36	萱田南小学校	ゆりのき台 3-7-3	○	○
37	みどりが丘小学校	緑が丘西 3-14	○	○
38	八千代西高等学校 (令和7年3月指定予定)	吉橋 2405-1	○	—
39	道の駅やちよ	米本 4905-1	○	—

5-2 防災倉庫・災害用井戸

100 m³ 耐震性貯水槽設置場所一覧

番号	設置場所	所在地	設置時期	備考
1	勝田台中央公園内	勝田台 3-31-3	平成 25 年 1 月	水道管直結
2	西八千代調理場敷地内	緑が丘西 8-7-1	平成 25 年 1 月	水道管直結
3	市役所敷地内	大和田新田 312-5	令和 5 年 9 月	水道管直結

5-2 防災倉庫・災害用井戸

防災物品管理状況一覧表（機械・器具・備品）

（令和7年1月31日現在）

番号	物品名	構造・形式・規格	単位	数量	備考
1	防災行政用無線（固定系）操作卓		式	1	子局：125局
2	防災行政用無線（デジタル）操作卓		式	1	
3	防災行政用無線戸別受信機		台	77	
4	自動電話応答装置		式	1	
5	デジタルMCA無線（指令局）		基	1	
6	デジタルMCA無線（半固定局）		基	7	
7	デジタルMCA無線（携帯局）		台	126	
8	発電機		台	47	
9	投光機		台	40	
10	コンプレッサー		台	2	
11	消毒機		台	1	
12	担架	伸縮二つ折り 他	個	34	
13	拡声器（防滴メガホン）		台	40	
14	トランシーバー		台	5	
15	消火器	10型	本	70	
16	訓練用消火器具（水消火器）	10型	本	6	
17	煙体験ハウス		式	1	
18	スモークマシン		台	1	
19	災害用トイレ	ベンクイック，ドントイ，簡易トイレ，洋式変更キッド	基	663	
20	災害用オストメイトトイレ		基	9	
21	テント	1.8m*3.6m	張	3	
22	水中ポンプ		基	22	
23	煮炊きレンジ・移動式炊飯器・移動かまど		式	34	
24	カセットコンロ		個	343	
25	ケトル	80用，60用	個	177	
26	鍋		個	68	おたま付
27	コードリール	L=30m	台	80	
28	チェンソー		台	68	
29	のこぎり		丁	335	
30	バール		本	347	
31	カケヤ	150mm	本	183	
32	スコップ	角・剣	丁	373	
33	ジャッキ	2.5t，5t，6t	台	173	
34	避難誘導棒		本	11	

5-2 防災倉庫・災害用井戸

番号	物品名	構造・形式・規格	単位	数量	備考
35	燃料予備タンク	200	個	73	
36	LED ライト		個	40	
37	ヘッドライト		個	68	
38	充電式ラジオ	LED ライト・携帯電話 充電機能付	台	71	
39	LED ランタン		個	191	
40	腕章	八千代市名入れ	個	200	
41	ポリバケツ	700	個	34	
42	台車	折りたたみ式, 740mm*480mm	台	35	
43	リヤカー		台	2	
44	工具セット		箱	36	
45	プライベートルーム	(株)ニード プライベ ートルーム PB2.1	台	289	
46	パーティション	(株)ニード ワンタッ チパーティション WT- 140	台	660	
47	簡易ベッド	LOGOS 折り畳みベッ ドFD コット DX-AH	台	510	
48	非接触赤外線体温計		台	45	
49	扇風機 工場扇		台	105	
50	ポータブル蓄電池		台	54	
51	ポータブル蓄電池用ソーラーパネル		台	54	
52	遠赤石油ストーブ		台	3	
53	誘導灯		台	10	
54	災害時用公衆電話		台	76	

5-2 防災倉庫・災害用井戸

防災物品管理状況一覧表（消耗品）

（令和7年1月31日現在）

番号	物品名	構造・形式・規格	単位	数量	備考
1	長期保存食（ハイバルズ）	シチュー・ビスケット	食	89,700	
2	アルファ米	五目・白米	食	14,800	
3	アルファ米（要配慮者向け）	白がゆ	食	20,500	
4	飲料水	長期保存水 500 ml/本	本	23,808	
5	乳幼児用飲料	液体ミルク 200 ml/本	本	2,112	
6	乳幼児飲料容器	使い切りほ乳ボトル	個	2,160	
7	毛布	パック	枚	18,533	
8	カセットコンロボンベ	3本/組	組	342	
9	トイレトペーパー	30 ロール 100 ロール	箱	4 34	
10	簡易トイレ用凝固剤・衛生袋	100回セット/箱	箱	102	
11	生理用品（ふつうの日用）	20×2 枚/袋, 22×2 枚/袋	枚	14,544	
12	生理用品（夜用）	9×2 枚/袋 12×2 枚/袋	枚	2,880	
13	子ども用紙おむつ	新生児, S, M, L, ビッグサイズ	枚	7,558	
14	大人用紙おむつ・尿取りパッド	M, L, LLサイズ	枚	4,484	
15	救急セット	50人分	箱	35	
16	給水袋	5ℓ 6ℓ 10ℓキャップ付	枚	1,700 100 8,700	
17	ブルーシート	3.6m×5.4m 7.2m×5.4m	枚	78 30	
18	土のう		袋	660	
19	土のう袋		枚	500	
20	ガソリン缶詰	10×4 缶/箱	箱	36	
21	警戒ロープ	9Φ*100m	巻	39	
22	軍手	滑り止め	双	780	
23	アルコール消毒液	1ℓ	本	30	
24	不織布マスク	50 枚/箱	箱	25	
25	ニトリルゴム手袋	100 枚/箱	箱	10	

5-2 防災倉庫・災害用井戸

分散設置型防災倉庫1基当たりの収容物品一覧表

(令和7年1月31日現在)

番号	物品名	規格	数量	備考
1	長期保存食 (サバイバルフーズ)	保存期間25年(60食分)	42箱	2,520食分
2	毛布		320枚	
3	仮設トイレ	ベンクイック又はドントコイ	5基	
4	和式トイレ洋式変更キット	ワンタッチトイレニードP型(貯留式)	2台	
5	三相発電機	E T4500 4.5KV	1台	
6	投光機	E H2501	1基	
7	のこぎり	L-270	10本	
8	バール	L-900	10本	
9	カケヤ	丸カケヤ 150mm	5丁	
10	スコップ	剣スコ(丸シヨベルパイプ柄)	10丁	
11	消火器	ALTESIMO II 3kg 蓄圧式粉末ABC消火器	2本	
12	四つ折担架	帆布製 2250mm×540mm	1基	
13	救急セット	50人用	1式	
14	カセットコンロ	イワタニ AL5-25S	10個	
15	カセットコンロボンベ	イワタニ 3本/組	10組	
16	トランジスターメガホン	TR-315S	1個	
17	災害用給水袋	100キャップ付	600枚	
18	予備タンク	20ℓ	2個	
19	炊飯器	移動式炊飯器, 煮炊きレンジ又は移動かまど	1基	
20	鍋		2個	
21	やかん	6ℓ用	3個	
		8ℓ用	2個	
22	油圧ジャッキ	B-006NC	5台	
23	トイレットペーパー	100ロール	1箱	
24	ガソリン	缶詰1ℓ×4缶	1箱	
25	ブルーシート	3.6m×5.4m	2枚	
26	ヘッドライト, 充電式ラジオ マルチはさみ, ゴーグル		各2個	
27	LEDランタン		5個	
28	ポリバケツ	70ℓ	1個	
29	台車		1台	
30	腕章	「八千代市」表記	5個	
31	従事者用ベスト	グリーン(避難所運営委員会等用)	11着	
		オレンジ(市役所職員用)	4着	
32	軍手	滑り止めつき	20双	
33	警戒ロープ	100m	1巻	
34	コードリール	防滴, コード長30m	2台	
35	ワンタッチ式個室	ニードプライベートルームPB2.1	1台	
36	工具セット		1式	
37	ワンタッチトイレ	ワンタッチトイレニードA型(貯留式)	10基	

5-2 防災倉庫・災害用井戸

番号	物品名	規格	数量	備考
38	ワンタッチテント	ニードWT - 1	10張	
39	避難所セット	避難者カード, 多言語表示カード等	1式	
40	紙皿		50枚	
41	災害時用公衆電話	電話機 2台	1式	
42	簡易トイレ用凝固剤・衛生袋	ニード 凝固・衛生袋セット (N-100)	3箱	
43	換気用扇風機	KS-45T	3台	
44	飲料水	マリンゴールド 10年保存 500ml	624本	
45	ゴミ袋	20ℓ 300枚・45ℓ 150枚・70ℓ 20枚	1式	

※ 設置場所により, 収容物品の規格が多少異なるものがあります。

5-3 八千代市自主防災組織一覧表

八千代市自主防災組織一覧表

(令和7年1月31日現在)

地域	組織名称	結成年月日	通番号
阿蘇	米本南自治会防災会	H4. 4. 19	1
	米本団地3街区防災委員会	H7. 4. 29	2
	米本団地4街区防災委員会	H7. 4. 29	3
	米本団地5街区防災委員会	H7. 4. 29	4
	コートレイ米本防災会	H14. 7. 2	5
	もえぎ野自主防災団	H29. 8. 8	6
村上	村上団地東住宅管理組合防災会	S57. 5. 16	7
	村上団地北住宅管理組合防災会	S57. 9. 12	8
	グリーンコープ村上防災会	S57. 11. 15	9
	興和台自治会自主防災会	H4. 6. 1	10
	村上団地南住宅管理組合防災会	H4. 6. 30	11
	台町自治会防災会	H7. 10. 1	12
	さつき自治会自主防災会	H8. 7. 15	13
	ライオンズマンション勝田台自治会防災会	H8. 12. 1	14
	村上団地中央住宅防災会	H9. 4. 1	15
	リファインドヒルズ自主防災会	H17. 4. 1	16
	ラミーユ勝田台ハイライズ防災会	H20. 4. 1	17
	黒沢池上町会防災会	H25. 6. 1	18
	ウィズ八千代自主防災対策委員会	H25. 10. 19	19
	モアステージ勝田台防災会	H29. 8. 1	20
	黒沢池淵自治会自主防災組織	H30. 4. 16	21
	新黒沢自治会防災会	R1. 12. 20	22
	黒沢自治会自主防災会	R4. 7. 8	23
上高野	上高野原第二自治会自主防災部会	H8. 8. 1	24
	上高野原第七自治会防災会	H15. 6. 1	25
	ふづき自主防災会	H19. 7. 1	26
	ライネスハイム勝田台自主防災会	H20. 4. 1	27
	上高野原第三自治会自主防災会	H20. 8. 1	28
	白百合自治会防災会	H20. 8. 29	29
	上高野原第五自治会防災会	H20. 9. 1	30
	上高野原第一自治会自主防災部	H20. 10. 21	31
	黒沢台自治会自主防災会	H22. 4. 1	32
	上高野工業団地工場協議会自主防災組織	H22. 5. 14	33
	上高野原第八自治会防災会	H23. 4. 17	34
	ウエストピア自治会自主防災会	H23. 10. 9	35
	アンビシャスガーデン勝田台自主防災組織	H24. 6. 1	36
	フォレストピア防災会	H25. 4. 1	37
	上高野原第六自治会防災会	H29. 4. 1	38
	クラシード勝田台自治会自主防災組織	R2. 6. 30	39
	めぐみの杜自治会防災会	R3. 4. 14	40
睦	むつみ台自治会防災会	H2. 11. 17	41
	新島田防災会	H2. 12. 1	42
	大学町自主防災委員会	H10. 12. 1	43
	平戸区自主防災会	H26. 5. 17	44
	ロイヤルガーデン島田台防災会	H26. 12. 7	45
大和田	小板橋北町会防災部	S56. 7. 4	46
	むつみ会防災会	H1. 9. 1	47

5-3 八千代市自主防災組織一覧表

地 域	組 織 名 称	結成年月日	通番号
	ベルパーク八千代森の街防災会	H10. 4. 1	48
	小板橋西町会防災会	H19. 4. 1	49
	小板橋南町会防災会	H20. 9. 1	50
	大南防災会	H22. 12. 1	51
	セレナハイム八千代中央管理組合防災会	H24. 4. 22	52
	小板橋東町会第一防災会	H25. 6. 1	53
	小板橋東町会第二防災会	H25. 6. 1	54
	萱田町防災会	H26. 9. 15	55
	三井町会自主防災会	H30. 4. 1	56
	スマートヒルズ防災会	H30. 6. 19	57
	大和田新田上区自主防災組織第1組	R3. 9. 21	58
	大和田新田上区自主防災組織第2組	R3. 9. 21	59
	大和田新田上区自主防災組織第3組	R3. 9. 21	60
八千代中央	坊山自治会自主防災会	S61. 2. 1	61
	汐風苑防災会	H1. 8. 7	62
	こうづか自防災会	H6. 4. 1	63
	大和田新田下区東自主防災会	H10. 4. 1	64
	大和田新田下区西自主防災会	H10. 4. 1	65
	大和田新田下区南自主防災会	H10. 4. 1	66
	大和田新田下区北自主防災会	H10. 4. 1	67
	フラージュ八千代管理組合自治会自主防災委員会	H10. 4. 1	68
	フレッシュタウン防災会	H10. 4. 1	69
	新萱田自治会防災会	H11. 4. 1	70
	グリーンハイツ八千代自主防災会	H11. 8. 1	71
	萱田上自治会防災会	H13. 4. 1	72
	ゆりのき台プラザシティ防災会	H14. 7. 1	73
	ゆりのき台6丁目自治会防災会	H20. 4. 1	74
	パークシティ防災会	H20. 5. 25	75
	ゆりのき台5丁目自治会防災会	H20. 12. 1	76
	ゆりのき台7丁目自主防災会	H21. 4. 19	77
	ゆりのき台1丁目防災会	H21. 8. 1	78
	ゆりのき台8丁目自治会防災会	H21. 12. 19	79
	ゆりのき台4丁目自治会防災会	H22. 4. 18	80
エルプレシア防災会	H22. 6. 1	81	
アルファグランデ八千代中央式番街管理組合防災会	H24. 6. 10	82	
萱田下防災会	H25. 3. 31	83	
グラン・コート八千代緑が丘管理組合	R6. 2. 15	84	
高津	寿自治会防災会	S58. 4. 1	85
	高津団地五街区自主防災会	H3. 4. 1	86
	高津自治会防災会	H5. 10. 1	87
	門原自治会防災会	H8. 9. 1	88
	高津小学校避難所防災会	H9. 1. 1	89
	高津中学校避難所防災会	H9. 1. 1	90
	西高津小学校避難所防災会	H9. 1. 1	91
	南高津小学校避難所防災会	H9. 1. 1	92
	高津台ローズタウン自主防災組織	H9. 4. 1	93
	東海自治会自主防災会	H11. 10. 1	94
	東洋会自治会自主防災会	H14. 12. 10	95
	島田自治会自主防災会	H16. 5. 20	96

5-3 八千代市自主防災組織一覧表

地 域	組 織 名 称	結成年月日	通番号
	高津団地六街区自主防災会	H22. 4. 1	97
	高津東1丁目防災会	H24. 7. 1	98
	あけぼの自治会自主防災部会	H25. 4. 1	99
	高津東自治会第1防災会	H25. 6. 22	100
	高津東自治会第2防災会	H25. 6. 22	101
	東高防災会	H26. 8. 3	102
	タウンハウス高津住宅管理組合防災部会	H27. 5. 25	103
緑が丘	八千代緑が丘自治会防災隊	H17. 4. 1	104
	緑が丘2丁目自治会自主防災組織	H17. 7. 10	105
	カムザ・スクエア八千代緑が丘エスタシオン防災会	H18. 7. 1	106
	カムザ・スクエア八千代緑が丘タワーズ防災会	H18. 7. 1	107
	緑が丘南自治会自主防災会	H19. 4. 1	108
	西八千代つつじヶ丘防災会	H19. 4. 22	109
	新八千代自治会防災会	H20. 4. 6	110
	緑が丘765タウン自治会自主防災会	H22. 7. 28	111
	一本松防災会	H24. 4. 1	112
	エクセル八千代緑が丘防災会	H24. 4. 1	113
	リーベスト八千代緑が丘防災会	H29. 7. 24	114
	はぐみの杜中央自治会防災会	H30. 9. 3	115
	リーセントヒルズ防災会	H30. 11. 29	116
	緑が丘西7.8丁目安全会	R3. 3. 31	117
	吉橋南防災会	R3. 9. 24	118
	緑が丘西1.4丁目安全会	R4. 3. 31	119
	緑が丘西5.6丁目安全会	R4. 3. 31	120
八千代台東南	イトーピア八千代台南自治会自主防災会	S63. 5. 7	121
	八千代台南町会防災会	H2. 12. 1	122
	南元町自主防災会	H4. 11. 15	123
	緑ヶ丘防災会	H9. 4. 1	124
	ガーデンコート八千代台防災会	H12. 2. 1	125
	大東自治会防災会	H18. 4. 9	126
	テラス八千代台防災会	H19. 4. 1	127
	京成サンコーポ八千代台防災部会	H19. 10. 1	128
	南台町内会防災会	H20. 4. 1	129
	八千代台東3丁目自主防災会	H21. 4. 1	130
	八千代台東4丁目自主防災会	H21. 5. 9	131
	八千代台東6丁目自主防災会	H21. 6. 11	132
	八千代台東5丁目自主防災会	H21. 7. 3	133
	八千代台東一丁目自主防災会	H21. 12. 30	134
	ルネ八千代台自主防災会	H28. 11. 30	135
	八千代台東2丁目自主防災会	R1. 8. 29	136
八千代台西北	北東自主第1防災会	H1. 12. 1	137
	北東自主第2防災会	H1. 12. 1	138
	北東自主第3防災会	H1. 12. 1	139
	北東自主第4防災会	H1. 12. 1	140
	八千代台西オーガスタ防災会	H14. 1. 11	141
	愛宕防災会	H16. 4. 1	142
	みどり防災会	H26. 4. 6	143
	八千代台自治会北自主防災会	H27. 6. 19	144
	八千代台自治会西自主防災会	H27. 6. 19	145

5-3 八千代市自主防災組織一覧表

地 域	組 織 名 称	結成年月日	通番号
	八千代台西自治会自主防災会	H27. 8. 28	146
	八千代台パークホームズ防災会	H28. 10. 12	147
	野村自治会防災本部	H30. 9. 30	148
	八千代台グレイスフィールド防災会	R5. 4. 1	149
	西団地第二自治会防災会	R5. 12. 1	150
勝田台	勝田台ファミリーハイツ自治会防災会	H8. 10. 1	151
	勝田台七丁目自治会防災会	H8. 12. 3	152
	緑町自主防災会	H9. 4. 13	153
	勝田台自治会2丁目防災会	H9. 6. 1	154
	勝田台自治会3丁目防災会	H9. 6. 1	155
	勝田台自治会4丁目防災会	H9. 6. 1	156
	勝田台自治会5丁目防災会	H9. 6. 1	157
	勝田台自治会6丁目防災会	H9. 6. 1	158
	勝田台西自治会防災会	H10. 4. 1	159
	ビレッジ・ハウス勝田自治会防災組織	H11. 10. 1	160
	八勝園自治会第一防災会	H12. 4. 1	161
	昭和自治会防犯防災部	H12. 10. 20	162
	八勝園自治会第二防災会	H13. 4. 1	163
	サンコーポ勝田台防災会	H17. 7. 21	164
	勝田五百堂自治会防災会	H20. 9. 1	165
	勝田台1丁目西自治会防災会	H22. 1. 6	166
	勝田台2丁目西自治会防災会	H24. 4. 1	167
	勝田台1丁目東自治会防災会	H24. 9. 9	168
	勝田緑の杜自治会防災会	H27. 8. 27	169
	勝田新山自治会防災会	H29. 7. 6	170
勝田台センチュリー防災会ひまわり	H29. 9. 20	171	

八千代市自主防災組織補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の結成の促進及び健全な育成を図るため、自主防災組織の行う自主的な防災活動に補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、八千代市市民組織補助金交付要綱（平成18年八千代市告示第75号）第2条に規定する市民組織及びこれに準ずる組織であつて、自主的な防災活動を行うものをいう。

(補助事業等)

第3条 補助金は、自主防災組織に対して交付するものとする。

2 補助金の対象となる事業は、次に掲げるもの（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 防災に関する知識の普及を図ること。
- (2) 防災訓練、防災研修等を実施すること。
- (3) 防災資機材を整備すること。
- (4) その他防災に関することで市長が必要と認めること。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、自主防災組織が、補助事業を遂行するために要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の経費の額に相当する額（その額が、次の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額）とする。

- (1) 自主防災組織を結成（分割、合併等により改組した場合を除く。以下この号及び次号において同じ。）した年度（以下この号及び次号において「結成年度」という。）又はその翌年度である場合（いずれか1年度に限る。）自主防災組織を結成した日における自主防災組織の加入世帯数（結成年度の翌年度にあつては、結成年度の3月31日の加入世帯数）に基づき、75,000円に1,000円に世帯数を乗じて得た額を加えた額（その額が300,000円を超えるときは、300,000円）
- (2) 前号に定める場合以外の場合 毎年3月31日（結成年度にあつては、当該結成した日）における自主防災組織の加入世帯数に基づき、次に掲げる基準により算出した額
 - ア 25世帯まで 10,000円
 - イ 26世帯以上 アに定める額に200円に25世帯を超える世帯の数を乗じて得た額を加えた額（その額が50,000円を超えるときは、50,000円）

(交付申請書等)

第6条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市自主防災組織補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 自主防災組織現況報告書
- (3) 自主防災組織に加入している世帯数を確認できる書類
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、

5-4 八千代市自主防災組織補助金交付要綱

速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(決定通知書)

第8条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定通知は、八千代市自主防災組織補助金交付決定(却下)通知書(第2号様式)により行うものとする。

(実績報告書等)

第9条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市自主防災組織補助金実績報告書(第3号様式)によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助の対象となる経費の領収書の写し又はこれに代わるべき書類
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(確定通知書)

第10条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の確定の通知は、八千代市自主防災組織補助金交付額確定通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市自主防災組織補助金交付請求書(第5号様式)によるものとする。

(概算払請求書)

第12条 規則第16条第2項の規定による補助金の概算払による交付の請求は、八千代市自主防災組織補助金概算払請求書(第6号様式)によるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の予算に係る市の補助金から適用する。
(八千代市自主防災組織補助金交付要綱の廃止)
- 2 八千代市自主防災組織補助金交付要綱(平成元年八千代市告示第35号)は、廃止する。
(八千代市自主防災組織防災資機材貸与要綱の一部改正)
- 3 八千代市自主防災組織防災資機材貸与要綱(平成8年八千代市告示第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「八千代市自主防災組織補助金交付要綱(平成元年八千代市告示第35号)」を「八千代市自主防災組織補助金交付要綱(平成18年八千代市告示第107号)」に改める。

(この告示の失効)

- 4 この告示は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成24年度分の予算に係る市の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公示の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の第5条第1号の規定は、施行日以後に結成された自主防災組織に対して交付する補助金について適用するものとする。

八千代市消火器薬剤の無償詰め替えに関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織が使用した消火器に対して、市が行う消火器薬剤の無償詰め替え（以下「詰め替え」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(対 象)

第2条 詰め替えの対象とする消火器は、次に掲げるものとする。

- (1) 火災の初期消火活動で使用した消火器
- (2) 危機管理課又は消防の指導下で行った消火訓練で使用した消火器
(申請できる数量等)

第3条 詰め替え申請のできる消火器の数量は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号に規定する消火器の詰め替え申請は、限度を設けない。
- (2) 第2条第2号に規定する消火器の詰め替え申請は、1自主防災組織について、年度内1回、10本を限度とする。

(申請及び証明)

第4条 詰め替え申請は、消火器薬剤詰め替え申請書（第1号様式）をもって行うものとする。

2 詰め替え申請は、消火器の使用後30日以内に行われなければならない。

3 第1項に規定する消火器薬剤詰め替え申請書については、次に掲げる区分による証明がなければならない。

- (1) 第2条第1号に規定する消火器 消防
- (2) 第2条第2号に規定する消火器 市防災担当課又は消防
(可否決定)

第5条 詰め替え可否決定は、消火器薬剤詰め替え可否決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

(適用除外)

第6条 詰め替え申請をする消火器が、次の各号のいずれかに該当する場合は、詰め替えをしないものとする。

- (1) 自主防災組織の所有に係らない場合
- (2) 消火器製造者が表記した耐用年数を経過している場合
- (3) 外観検査等において、危険状態（腐食、変形等）が確認された場合
(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

八千代市自主防災組織等防災訓練指導等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自主防災組織、自治会、各種団体（以下「自主防災組織等」という。）が実施する防災訓練の指導等に関して、必要なことを定めるものである。

(定義)

第2条 防災訓練とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 避難誘導訓練
- (2) 仮設トイレ設置訓練
- (3) 非常食料炊き出し訓練
- (4) 初期消火訓練
- (5) その他防災活動に必要な訓練
- (6) 防災講話

(依頼及び承諾)

第3条 防災訓練の指導依頼は、防災訓練指導依頼書（第1号様式）により、自主防災組織等が危機管理課長に提出するものとする。

2 防災訓練の指導依頼の承諾は、防災訓練指導承諾書（第2号様式）により、危機管理課長が自主防災組織等に通知するものとする。

3 自主訓練の実施の申出は、自主防災訓練実施通知書（第3号様式）により、自主防災組織等が危機管理課長に提出するものとする。

(指導員)

第4条 防災訓練の指導員は、市職員及び危機管理課が依頼する者とする。

2 危機管理課職員以外の指導員は、指導員派遣依頼書（第4号様式）により、危機管理課が担当部署等に依頼するものとする。

(防災訓練時の資機材)

第5条 防災訓練で使用する資機材等は、自主防災組織等と協議し準備するものとする。

(市備蓄食料の使用)

第6条 非常食料炊き出し訓練は、市で備蓄する非常食料（以下「市備蓄食料」という。）を使用することができる。

2 前項の規定により非常食料炊き出し訓練で使用できる市備蓄食料は、あらかじめ危機管理課と協議するものとする。

(報告)

第7条 防災訓練の実施の報告は、防災訓練実施報告書（第5号様式）により、指導員または第3条第3項により自主訓練を実施した自主防災組織等が危機管理課長に報告するものとする。

2 防災訓練において発生した事故等は、遅滞なく防災訓練事故報告書（第6号様式）により、指導員または自主防災組織等が危機管理課長に報告するものとする。

3 前項の防災訓練事故報告書を受けた危機管理課長は、上司に報告するものとする。

(事故に係る事務)

第8条 防災訓練において発生した事故等に係る事務は、危機管理課が行う。

(その他)

第9条 この要領に定めのない防災訓練の実施については、その都度定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月2日から施行する。

附 則

5-6 八千代市自主防災組織等防災訓練指導等実施要領

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

5-7 地区別防災計画策定地区一覧

地区別防災計画策定地区一覧

番号	地区名	計画名	計画の概要	策定年度
1	米本団地自治会・ 米本団地連合防災 会	米本団地地区防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・米本団地の防災課題 ・想定される災害対応シナリオ ・安否確認と情報伝達の流れ ・災害時の組織体制と役割 ・平時の組織体制と役割 ・事前対策 ・新型コロナウイルス感染防止を踏まえた災害対応について 	令和3年度
2	緑が丘西自治会安 全会	緑が丘西地区防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画作成と取り組み ・地区の災害リスク ・地区防災計画の考え方と課題 ・初動対応と安否確認体制 ・防災の運営体制 ・世帯単位での防災活動の取り組み ・防災向上計画 ・地区の特性と地域活動 	令和5年度

八千代市防災倉庫等の管理運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害発生又は発生するおそれがある場合、迅速に防災倉庫等を開放し、防災資機材等の有効活用を図るため、防災倉庫等の管理運用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領による「防災倉庫等」とは、防災倉庫及び災害用井戸をいう。

(管理責任者)

第3条 防災倉庫等に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、危機管理課長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、防災倉庫等が、常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めるとともに、運用の業務を掌理する。

(保管者)

第5条 防災倉庫等の鍵の保管者（以下「保管者」という。）は、消防団長、分団長、学校長、自主防災組織の長、八千代台公民館長、睦公民館長、八千代市生涯学習プラザの指定管理者、その他市長が必要と認める者とする。

(保管者の異動)

第6条 保管者が異動したときは、防災倉庫等鍵の保管者異動届（第1号様式）を提出するものとする。ただし、危機管理課長が認める場合は、その提出を省略させることができる。

(運用)

第7条 防災倉庫等の運用は、災害発生若しくは発生するおそれのある場合又は訓練で使用する場合とし、別表に定める防災倉庫等運用取扱手順によるものとする。

(鍵の紛失・き損)

第8条 保管者は、防災倉庫等の鍵を紛失又はき損したときは、防災倉庫等鍵紛失・き損届（第2号様式）を提出するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成8年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月16日から施行する。

八千代市防災ラジオ等貸与要綱

(目的)

第1条 この要領は、大雨により浸水被害を受けた世帯に対して、防災ラジオ等を貸与することにより、災害が予見され、又は発生した場合に適切な防災情報を迅速かつ正確に伝達することを図り、もって市内における災害の防止及び被害の軽減に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸水被害 住家が床上又は床下まで浸水した被害をいう。
- (2) 防災ラジオ 八千代市防災行政用無線局管理運用規程(昭和60年八千代市訓令甲第5号)第2条第1号の防災行政無線による放送が受信可能な防災用携帯式戸別受信機をいう。
- (3) 防災ラジオ等 防災ラジオ及び防災ラジオに附属するアンテナとは別に受信状況改善のため、防災ラジオへ接続する室内用外部アンテナをいう。

(貸与対象世帯)

第3条 防災ラジオ等の貸与を受けることができる世帯は、大雨により浸水被害を受けた場所に住所を有する世帯とする。

(申請)

第4条 防災ラジオ等の貸与を受けようとする世帯の世帯主は、市長が指定した期間内に八千代市防災ラジオ等貸与事業申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、防災ラジオ等の貸与の可否を決定し、八千代市防災ラジオ等貸与事業可否決定通知書(第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(受領)

第6条 前条の規定により防災ラジオ等の貸与決定を受けた世帯の世帯主(以下「被貸与者」とする。)が防災ラジオ等を受領したときは、八千代市防災ラジオ等貸与事業受領届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(遵守条件)

第7条 被貸与者は、貸与を受けた防災ラジオ等(以下「貸与品」という。)を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 被貸与者は、貸与品の取扱い及び保管を慎重に行い、き損及び紛失することのないように努めなければならない。

(貸与期間等)

第8条 防災ラジオ等の貸与期間は、5年とする。

2 被貸与者は、防災ラジオ等の貸与期間中に、この要領による貸与の申請をすることができない。

(被貸与者の負担)

第9条 被貸与者は、防災ラジオ等の維持管理に要する費用を負担するものとする。

(弁償及び再貸与)

第10条 被貸与者は、貸与品をき損又は紛失したときは、直ちに八千代市防災ラジオ等貸与事業き損・紛失届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する貸与品のき損又は紛失が被貸与者の責めに帰すべき事由によるときは、被貸与者は、自らの責任において修理し、又は相当対価を弁償しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出を受けた場合において、再度防災ラジオ等を貸与する必要があると認めるときは、代替りの防災ラジオ等を貸与することができる。

(返納)

第11条 防災ラジオ等の貸与を受けた世帯の世帯主は、当該世帯が第3条に規定する貸与対象世帯に該当しなくなった場合または防災ラジオ等が不要となった場合は、貸与品を返納するとともに、八千代市防災ラジオ等貸与事業返納届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に返納する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(譲渡)

5-9 八千代市防災ラジオ等貸与要綱

第12条 貸与期間が終了した貸与品は、無償で被貸与者に譲渡するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月15日から施行する。

八千代市防災ラジオ等貸与事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、大雨により浸水被害を受けた世帯に対して、防災ラジオ等を貸与することにより、災害が予見され、又は発生した場合に適切な防災情報を迅速かつ正確に伝達することを図り、もって市内における災害の防止及び被害の軽減に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸水被害 住家が床上又は床下まで浸水した被害をいう。
- (2) 防災ラジオ 八千代市防災行政用無線局管理運用規程(昭和60年八千代市訓令甲第5号)第2条第1号の防災行政無線による放送が受信可能な防災用携帯式戸別受信機をいう。
- (3) 防災ラジオ等 防災ラジオ及び防災ラジオに附属するアンテナとは別に受信状況改善のため、防災ラジオへ接続する室内用外部アンテナをいう。

(貸与対象世帯)

第3条 防災ラジオ等の貸与を受けることができる世帯は、大雨により浸水被害を受けた場所に住所を有する世帯とする。

(申請)

第4条 防災ラジオ等の貸与を受けようとする世帯の世帯主は、市長が指定した期間内に八千代市防災ラジオ等貸与事業申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、防災ラジオ等の貸与の可否を決定し、八千代市防災ラジオ等貸与事業可否決定通知書(第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(受領)

第6条 前条の規定により防災ラジオ等の貸与決定を受けた世帯の世帯主(以下「被貸与者」とする。)が防災ラジオ等を受領したときは、八千代市防災ラジオ等貸与事業受領届出書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(遵守条件)

第7条 被貸与者は、貸与を受けた防災ラジオ等(以下「貸与品」という。)を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 被貸与者は、貸与品の取扱い及び保管を慎重に行い、毀損及び紛失することのないように努めなければならない。

(貸与期間等)

第8条 防災ラジオ等の貸与期間は、5年とする。

2 被貸与者は、防災ラジオ等の貸与期間中に、この要領による貸与の申請をすることができない。

(被貸与者の負担)

第9条 被貸与者は、防災ラジオ等の維持管理に要する費用を負担するものとする。

(弁償及び再貸与)

第10条 被貸与者は、貸与品を毀損又は紛失したときは、直ちに八千代市防災ラジオ等貸与事業毀損・紛失届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する貸与品の毀損又は紛失が被貸与者の責めに帰すべき事由によるときは、被貸与者は、自らの責任において修理し、又は相当対価を弁償しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出を受けた場合において、再度防災ラジオ等を貸与する必要があると認めるときは、代替りの防災ラジオ等を貸与することができる。

(返納)

第11条 防災ラジオ等の貸与を受けた世帯の世帯主は、当該世帯が第3条に規定する貸与対象世帯に該当しなくなった場合または防災ラジオ等が不要となった場合は、貸与品を返納するとともに、八千代市防災ラジオ等貸与事業返納届(第5号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に返納する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(譲渡)

第12条 貸与期間が終了した貸与品は、無償で被貸与者に譲渡するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

5-10 八千代市防災ラジオ等貸与事業実施要領

附 則

この要領は、平成26年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

6-1 要配慮者利用施設一覧表

要配慮者利用施設一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
高齢者福祉施設			
1	福祉センター	大和田新田312-5	483-1171
2	シルバー人材センター	萱田町593-33	484-4680
3	ふれあいプラザ	上高野640-2	487-1511
4	ガーデンカルミア	島田台1002-6	488-6610
5	介護老人保健施設ばらの里	島田台 764-2	480-0105
6	特別養護老人ホームはなみずき	島田台 998-4	480-5050
7	りんどう	島田台998-4	480-5150
8	グループホーム島田	島田40-32	489-0320
9	八千代ケアセンター	島田55-1	488-8788
10	特別養護老人ホーム八千代城	保品2070-5	488-8349
11	グループホーム悠々やちよ	保品2070-5	489-1515
12	青空	保品2070-5	488-8349
13	介護老人保健施設荒井記念ホーム	米本1523	488-7333
14	特別養護老人ホームほうゆうの里	上高野157	409-5100
15	特別養護老人ホームグリーンヒル	上高野2058-5	484-6111
16	SOMPOケア ラヴィーレ勝田台	勝田台2-44-3	487-6541
17	ニチイケアセンター八千代勝田台	勝田台南3-5-13	405-7031
18	特別養護老人ホームむらかみの郷	村上1113-36	405-2180
19	グループホーム美乃里	村上 573-5	481-1188
20	特別養護老人ホーム美香苑	村上 641	482-8670
21	敬老園ロイヤルヴィラ・ ナーシングヴィラ八千代台	八千代台北15-19-27	486-5200
22	やちよ台ケアセンターそよ風	八千代台南3-2-32	481-5601
23	特別養護老人ホームグリーンヒル八千代台	八千代台西7-2-69	480-2777
24	愛の家グループホーム八千代高津	高津850-16	480-0650
25	特別養護老人ホーム緑が丘美香苑	緑が丘西7-13-3	411-8961
26	SOMPOケア ラヴィーレ八千代	萱田町516-1	458-6171
27	地域密着型特別養護老人ホームひばりの郷	大和田53	481-5566

6-1 要配慮者利用施設一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
28	グループホームこころ	大和田新田487-7	458-1556
29	特別養護老人ホーム愛生苑	吉橋1059-17	459-8887
30	ガーデンライフ八千代	吉橋1059-17	459-0866
31	有料老人ホーム愛生グリーンプラザ八千代	吉橋1060	459-3721
32	特別養護老人ホームカーサ・八千代	吉橋2700-1	450-5161
33	グループホームなごみ	緑が丘2-17-1	450-4165
障害者福祉施設			
1	作山更生園	小池392	488-8253
2	こいけホーム	小池393	488-8222
3	小池更生園	小池393	488-8222
4	こいけ障害者支援センター	小池407	456-8826
5	ビック・ハート	小池412-3	488-6351
6	ネコパス	大学町4-3-12	090-3448-8405
7	グループホームふわふわ八千代島田台	島田台1190-14	407-3568
8	ビータス	島田台1289-38	402-4160
9	あごら	島田台738-3	750-8120
10	ケアホームもやい	桑納100の1	409-8014
11	こども発達支援事業所エールマリヤ	米本1359米本団地4街区39棟	409-3077
12	Sweet home みつばち	米本 1507-2	406-4800
13	ふる里学舎八千代	米本1517-1	406-5231
14	ウェルフェアグループホーム1号棟	米本2332-36	080-4883-0222
15	クライスハイム八千代米本事業所	米本2418-2	409-2391
16	はばたき職業センター	米本2429-10	488-8813
17	総活躍勝田台グループホーム	勝田台北1-16-10	308-2020
18	Cocorport勝田台駅前Office	勝田台北1-2-2エースビル6階	407-4073
19	なごみの家	下高野553	488-2942
20	就労継続支援B型事業所ナイン	上高野389-1	494-7442
21	レーヴェン勝田台	勝田台1-14-40	080-6759-1854
22	亜米利館	勝田台4-22-7	090-3064-6636

6-1 要配慮者利用施設一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
23	ネクストハピネス八千代	勝田台4-2-17	080-9437-9909
24	放課後等デイサービスいずみ	勝田1236-7	406-5251
25	グループホームアスタ	勝田台南2-15-19 アスタ勝田台102号室	411-5105
26	団地弁当	村上1113-1村上団地2-9-101	080-9182-3153
27	ソーシャルインクルーホーム八千代村上	村上3250	411-6357
28	グリーンヒルキッズ	村上南1-10-3 G-STARマンション1階B号	455-8585
29	AIAI PLUS 村上駅前	村上南1-5-28 SYM THE BUILDING3-1号室	489-1406
30	花浅葱（はなあさぎ）	村上南2-15-1	409-6155
31	あかねいろの風	村上南2-15-1	407-0023
32	ノーリミット	村上南4-9-25	481-6106
33	アンダンテ八千代	八千代台北1-11-9 香西ビル2階	411-7171
34	サンズホーム	八千代台北11-7-17	411-9373
35	ホーム・あんじえ	八千代台北16-13-14	080-9868-0011
36	スマイルハート八千代	八千代台北1-8-2 KTビルⅡ1階	456-8628
37	こぼんはうすさくら八千代台教室	八千代台北6-2-19	409-6270
38	プライアアップ八千代	八千代台東1-10-13 エポラビル3・4階	489-5151
39	スマイルハート八千代Branch Office	八千代台東1-18-3 東晃ビル3階	406-3192
40	LITALICOジュニア八千代台教室	八千代台東1-2-15利和ビル4F	486-1400
41	こども療育学園ふらっふ八千代台	八千代台東1-24-3-101	409-9555
42	ういっしゅ八千代台教室	八千代台東1-32-14 2階	481-8923
43	コペルプラス八千代台教室	八千代台東1-45-27 パディヘッジビル5階	409-7678
44	総活躍八千代	八千代台東1-6-9新鋼ビル2F	427-9717
45	MICRO HOME 八千代台	八千代台東3-1-4	456-8310
46	まめの木八千代台東店	八千代台東4-12-16	455-9431
47	ステラ八千代	八千代台東6-7-3	411-5089
48	こども発達らぼ&Kids八千代みなみ	八千代台南1-10-21 ザ・レジハウス八千代台南1階	770-0195
49	サニーロード八千代	八千代台南1-7-2山崎ビル4F	489-1690
50	comore八千代台南	八千代台南1-7-2新緑ビル2階	411-9558
51	ウーリー八千代台	八千代台南1丁目7-2 センチュリー八千代ビル3・4階	484-5131

6-1 要配慮者利用施設一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
52	すずらん	八千代台南2-16-1	486-7871
53	ろーざ	八千代台南3-15-29	409-8988
54	あすなろ	八千代台西10-10-13	411-5695
55	クッカ	八千代台西10-13-17	080-3463-0234
56	AIAI PLUS八千代台駅西口	八千代台西1-1-3ソシアビル4階	406-4348
57	アプリ児童デイサービス八千代台	八千代台西1-1-31 コンフォート八千代台西1階	489-1052
58	こども発達らぼ&kids八千代	八千代台西1-1-37	770-0322
59	グループホームビートル八千代台	八千代台西2-3-4	455-8441
60	チューリップ	八千代台西3-5-2	070-2371-6099
61	きざし	高津団地1-15-101	409-0853
62	グループホームミラエル八千代	高津1025	489-1655
63	ふる里学舎高津	高津1047-1	459-8197
64	星のいえ	高津415-1	458-1230
65	羽の郷	高津447-3	458-1230
66	オフタイムハウスろっくふいーるど八千代	高津463-2	401-3972
67	ちいつな八千代高津教室	高津679-1 2階	405-2815
68	わおんグループホームマイフレンド八千代	高津688-1	090-6155-3971
69	グローバルキッズパーク八千代高津	高津850-94	407-0405
70	生活介護事業所 ALOHA	高津東1-6-19	050-3613-0871
71	ゆうゆうらいふプラス高津	高津東2-11-2	405-9537
72	LICGROW緑が丘西教室	緑が丘西1-7-8号リス緑が丘	080-4800-4819
73	こばんはうすさくら八千代緑が丘教室	緑が丘西4-10-1 PORT. 85. BLOCK102号	405-9205
74	リハスワーク八千代	緑が丘西4-10-1 PORT. 85. BLOCK302号室	455-3830
75	友愛みどり園	緑が丘西5-20-2	458-7477
76	GHウエスト7	緑が丘西7-21-8	455-8701
77	グリーンヒルキッズ・ジュニア	ゆりのき台1-2-3 角崎ビル2階201号室	409-5900
78	プライマリーclubゆりの樹	ゆりのき台2-5-2 エクゼリットK 3号室	406-3320
79	グリーンヒルキッズゆりのき台	ゆりのき台3-3-5 株AHCゆりのき第2ビル1階101号室	411-5711

6-1 要配慮者利用施設一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
80	AIAI PLUS八千代ゆりのき台四丁目	ゆりのき台4-1-12 リマゾンNSビル1階	456-8185
81	コペルプラス八千代中央教室	ゆりのき台4-1-6 長岡ビル101号室	409-7791
82	ゆうゆうらいふプラス八千代	ゆりのき台4-1-8 ヴェルジュールゆりのき1F-A	411-8896
83	workpodsかやはち	ゆりのき台4-21-9	429-8226
84	児童発達支援/放課後等デイサービス0linace 八千代	ゆりのき台4-7-5 ニッコービル2階	429-8003
85	まちのナースステーション八千代 むすんでひらいて	ゆりのき台5-2-3	455-3640
86	aloalo	ゆりのき台7-22-3 ハイツエックス1階	429-8806
87	にこっとホーム	ゆりのき台8-28-1	427-0055
88	児童発達支援/放課後等デイサービス0linace 八千代第2	萱田1147-1	406-5930
89	花ふるほむ	萱田2220-20	409-0614
90	まめの木八千代中央店	萱田2231-35SHANTI Green I	411-9431
91	ジョブサU18八千代教室	萱田2236-46大相ビル202	485-0069
92	しょうがい者グループホーム 和みの城かやだ町	萱田町562-13	456-6020
93	びころ教育福祉センター・療育I	萱田町615-101	090-4204-3271
94	びころ教育福祉センター・療育IV	萱田町615-102	090-4204-3271
95	びころ教育福祉センター・療育V	萱田町615-202	090-4204-3271
96	びころ教育福祉センター・療育VI	萱田町615-201	090-4204-3271
97	オーダーメイド	大和田1010-18	486-0707
98	グループホーム楓	大和田274-8	090-9973-7355
99	ほむ・あんじえ	大和田321-34	090-9868-0011
100	八千代地域生活支援センター	大和田322-18	481-3555
101	おはな	大和田347-3	090-2213-5714
102	レーヴェン勝田台（グループホーム）	大和田374-10グラハート八千代	080-6759-1854
103	スマイル	大和田655-5-208	070-8433-7581
104	第2サンライズ	大和田新田1010-27	080-4390-2929
105	さくらの風	大和田新田257-64	409-4283
106	ぱっそ	大和田新田3-2沢田ビル1階	070-1310-7579
107	プライマリーclubやちよ中央	大和田新田355-81 アベニ ューゆりの木II101号室	481-8511
108	にじと風	大和田新田453-126	480-0801

6-1 要配慮者利用施設一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
109	児童発達支援センター	大和田新田477-106	411-6744
110	プライマリーclubやちよ	大和田新田477-11 1階	481-8827
111	コペルプラス八千代緑が丘教室	大和田新田59-32 コホ°さいさき1階	070-5582-2682
112	放課後等デイサービスウィズ・ユ-八千代高津	大和田新田60-4	411-7776
113	warmy days.	大和田新田643-43	080-5073-7458
114	大和田工房	大和田新田666-45	455-8701
115	わおん障がい者グループホーム八千代中央	大和田新田764-79	070-1505-7678
116	AIAI PLUS八千代緑が丘	大和田新田982-1	489-5424
117	LICGROW八千代緑が丘教室	緑が丘1-1-1公園都市プラザ	080-4800-4893
118	AIAI PLUS八千代緑が丘駅	緑が丘1-1104-3	409-4782
119	Gripキッズ八千代緑が丘校	緑が丘2-32-3号中村ビル1階	480-0875
120	おもちゃ箱やちよ緑が丘	緑が丘4-7-4 ロフィエグリーンII 103号	405-2994
保育園・幼稚園等			
1	市立睦北保育園	島田1004	488-1149
2	マリヤこども園	米本団地4-39	488-2471
3	米本幼稚園	米本1394-1	488-2945
4	市立米本南保育園	米本2246	488-1627
5	たんぽぽ幼稚園	上高野1151	483-0901
6	ことり保育園勝田台園	勝田台1-17-4	456-8346
7	RuRi勝田台保育園	勝田台1-31-3	429-8122
8	勝田台幼稚園	勝田台2-15	482-4703
9	子ども支援センター すてっぷ21勝田台（勝田台南小内）	勝田台5-9	487-4827
10	ベビーエンゼル保育園	勝田台南1-2-15	407-0711
11	エンゼルガーデン幼稚園	勝田台南1-4-3	482-4613
12	勝田保育園	勝田台南2-1-10	482-5045
13	村上南保育園	村上団地1-40	484-1588
14	市立村上北保育園	村上団地2-19	482-0921
15	日本国際学園大学村上幼稚園	村上1122	484-5918
16	村上ひかり幼稚園	村上1122	484-0956

6-1 要配慮者利用施設一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
17	明青幼稚園	村上1672-29	482-0668
18	第二勝田保育園	村上1946-90	483-0902
19	まこと村上保育園	村上南1-5-22 シンセリティ村上Ⅲ 2階	487-1675
20	村上駅前保育園	村上南5-1-1仲村ビル1B 2B	405-9899
21	スクルドエンジェル保育園八千代台園	八千代台北1-11-4 Glanz Palace 1階	400-9845
22	八千代わかば幼稚園	八千代台北7-9-4	482-4706
23	ChaCha Children Yachiyo	八千代台北16-9-1	405-3060
24	大和田西保育園	八千代台北17-7-10	482-0121
25	市立八千代台保育園	八千代台東1-19-6	483-0903
26	まこと幼稚園	八千代台東2-5-2	482-8512
27	三愛幼稚園	八千代台東4-5-15	482-4846
28	市立八千代台南保育園	八千代台南1-24-1	482-0922
29	市立八千代台西保育園	八千代台西7-23-2	484-6465
30	ソレイユナーサリー八千代台	八千代台西9-6-12	406-5806
31	クレヨンキッズ八千代緑が丘園	高津団地1-15-104	411-4605
32	八千代富士幼稚園	高津団地3-37	459-2952
33	市立高津南保育園	高津390-278	450-0927
34	さくら第二幼稚園	高津808	450-5075
35	高津幼稚園	高津1516	485-1809
36	ソレイユナーサリー高津東	高津東2-8-21	455-8387
37	エーワン緑が丘保育園	緑が丘西1-1-5	409-3875
38	プチリック八千代緑が丘園	緑が丘西1-5	050-1753-5409
39	プチリック緑が丘西園	緑が丘西1-7-8	050-1753-5410
40	緑が丘ひよこ保育園	緑が丘西1-8-76	455-8066
41	緑が丘こひつじ保育園	緑が丘西1-10-5	409-3939
42	緑が丘はぐみの杜保育園	緑が丘西3-17	458-7005
43	RuRi緑が丘保育園	緑が丘西4-10-1 PORT. 85. BLOCK201	481-8586
44	RuRi緑が丘第二保育園	緑が丘西4-10-1 PORT. 85. BLOCK203	455-3588
45	RuRi緑が丘保育送迎センター	緑が丘西4-10-1 PORT. 85. BLOCK202	455-3632

6-1 要配慮者利用施設一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
46	虹のこころ保育園	緑が丘西4-10-4	409-1710
47	ベアキッズ八千代園	緑が丘西7-18-9	406-4279
48	RuRi八千代中央保育園	ゆりのき台1-6-1	409-0089
49	RuRi八千代中央保育送迎センター	ゆりのき台1-6-1	409-8873
50	AIAI NURSERY八千代中央	ゆりのき台1-8-3	406-5189
51	ベビーエンゼル八千代中央保育園	ゆりのき台2-1-1 ステージア八千代中央2階	407-0054
52	プチリック八千代中央駅前園	ゆりのき台3-1-5	050-1753-5412
53	プチリックゆりのき台園	ゆりのき台3-5-2	050-1753-5411
54	市立ゆりのき台保育園	ゆりのき台3-7-1	486-6711
55	ソレイユナーサリーゆりのき台	ゆりのき台3-11-1	407-3730
56	八千代しらゆり保育園	萱田2240-1	481-3331
57	ちぐさ幼稚園	大和田242-1	483-5980
58	大和田駅前ちぐさ保育園	大和田474-8	411-8887
59	AIAI NURSERY大和田	大和田1024-1	489-5975
60	明優保育園	大和田新田59-107	450-0914
61	若葉高津保育園	大和田新田76-18	450-5077
62	若葉ナースリ・スクール	大和田新田76-38	459-0377
63	八千代幼稚園	大和田新田231	482-8054
64	みつわなかよし保育園	大和田新田469-359	458-7007
65	子ども支援センターすてっぷ21大和田	大和田新田477-106	411-6746
66	チャイルドタイム八千代エンゼルホーム	大和田新田747-1 グリーンハイツ八千代1階	480-3113
67	AIAI NURSERY八千代緑が丘	大和田新田982-1	411-8703
68	新木戸保育園	大和田新田1060-1	450-4359
69	みどりが丘保育園	緑が丘1-1-1 公園都市プラザ1F	450-7035
70	緑が丘みらい保育園	緑が丘1-2-1	413-6981
71	チャイルドタイム緑が丘エンゼルホーム	緑が丘3-1-6 リーセントヒルズB棟1階	458-7703
学童保育所			
1	大和田学童保育所（大和田小学校敷地内）	萱田町628	485-9672
2	大和田南学童保育所（大和田南小学校敷地内）	大和田628	483-7761

6-1 要配慮者利用施設一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
3	大和田西学童保育所（大和田西小学校内）	大和田新田409-3	459-6001
4	大和田第3学童保育所（令和7年3月閉所予定）	大和田新田406	458-7107
5	萱田学童保育所（萱田小学校内）	ゆりのき台6-20	484-2012
6	ゆりのき台第2学童保育所	大和田新田511-1	450-9690
7	高津学童保育所（高津小学校内）	高津738-6	450-0911
8	南高津学童保育所（南高津小学校内）	高津 421-3	458-0101
9	西高津学童保育所（西高津小学校内）	高津 832-38	458-1071
10	新木戸学童保育所（新木戸保育園内）	大和田新田 1060-1	450-4359
11	新木戸なかよし学童保育所 （新木戸小学校敷地内）	緑が丘 2-4	450-6008
12	緑が丘しおん学童保育所	緑が丘2-31-2	459-8884
13	みどりが丘学童保育所（みどりが丘小学校内）	緑が丘西 3-14	458-5831
14	睦学童保育所（睦小学校内）	桑納176	459-2939
15	八千代台学童保育所（八千代台小学校内）	八千代台西1-8	486-5013
16	八千代台西学童保育所（八千代台西小学校）	八千代台西7-23-1	485-6511
17	八千代台東学童保育所（八千代台東小学校内）	八千代台東2-5-1	482-0910
18	村上学童保育所（村上小学校内）	村上1113-1	484-6314
19	村上北学童保育所（村上北小学校内）	村上1113-1	486-0455
20	村上東学童保育所（村上東小学校内）	村上1113-1	484-3551
21	上高野学童保育所（第二勝田保育園内）	村上1946-90	489-1133
22	阿蘇米本学童保育所（阿蘇米本学園内）	米本1914	489-6011
23	勝田台学童保育所（勝田台小学校内）	勝田台2-14	485-0764
24	勝田台南学童保育所（勝田台南小学校内）	勝田台5-9	484-7321
小学校			
1	大和田小学校	萱田町 628	484-6141
2	大和田南小学校	大和田 628	484-6336
3	大和田西小学校	大和田新田 409-3	450-2098
4	萱田小学校	ゆりのき台 6-20	484-5541
5	萱田南小学校	ゆりのき台 3-7-3	487-7117
6	高津小学校	高津 738-6	450-0152

6-1 要配慮者利用施設一覧表

番号	名 称	所 在 地	電 話
7	南高津小学校	高津 421-3	450-0916
8	西高津小学校	高津 832-38	450-7200
9	新木戸小学校	緑が丘 2-4	450-8488
10	みどりが丘小学校	緑が丘西 3-14	458-1281
11	睦小学校	桑納176	450-2009
12	八千代台小学校	八千代台西1-8	482-3355
13	八千代台西小学校	八千代台西7-23-1	482-7013
14	八千代台東小学校	八千代台東2-5-1	483-4547
15	村上北小学校	村上1113-1	484-1780
16	村上東小学校	村上1113-1	482-0931
17	村上小学校	村上1113-1	482-3011
18	勝田台小学校	勝田台2-14	482-6351
19	勝田台南小学校	勝田台5-9	483-0286
中学校			
1	大和田中学校	萱田町 645	484-5071
2	高津中学校	高津 880-4	450-0151
3	東高津中学校	高津 1092	459-1211
4	萱田中学校	ゆりのき台 7-8-1	485-6640
5	睦中学校	島田台756	450-2006
6	八千代中学校	八千代台北14-9-1	482-3232
7	八千代台西中学校	八千代台西7-23-3	482-0915
8	村上東中学校	村上1113-1	482-0932
9	村上中学校	村上1643-55	482-3121
10	勝田台中学校	勝田台3-1	482-7225
義務教育学校			
1	阿蘇米本学園	米本1914	488-3004

6-1 要配慮者利用施設一覧表

土砂災害警戒区域内の要配慮者施設一覧

区分	施設名	所在地	対象となるリスク		
			自然現象の種類	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
中学校	勝田台中学校	勝田台 3-1	急傾斜地の崩壊	千第 30 号	千第 33 号
障害者 福祉施設	おはな	大和田 347-3	急傾斜地の崩壊	千第 621 号	千第 623 号

洪水浸水想定区域内の要配慮者施設一覧

区分	施設名	所在地	洪水浸水想定区域
高齢者 福祉施設	ニチイケアセンター 八千代勝田台	勝田台南 3-5-13	印旛放水路及び勝田川
障害者 福祉施設	ソーシャルインクルーホーム 八千代村上	村上 3250	印旛放水路及び勝田川
保育園	大和田駅前ちぐさ保育園	大和田 474-8	印旛放水路及び勝田川
保育園	AIAI NURSERY 大和田	大和田 1024-1	印旛放水路及び勝田川

6-2 搜索受付から火葬・埋葬までの様式

行方不明者等受付簿

種別	1	行方不明者	2	身元不明の遺体	3	遺体引受人のない遺体	4	その他	受付番号	
氏名			性別		年齢	歳位	受付者氏名			
本籍								届出人 (氏名)		
現住所								(住所)		
遺体の現場								(電話)		
識別事項 (着衣, 所持品, 身長, 体格等)										

(A5サイズ)

遺体調書

		番号						
搜索收容者	搜索收容班 第 班	代表者 氏名				所属		
遺体の種別	1 身元不明の遺体 2 遺体引受人のない遺体 3 その他							
遺体発見日	年 月 日 時 分							
遺体発見場所								
遺体の身元	本籍							
	現住所							
	氏名		身元不明者の符号		性別	男・女	年齢	歳位
	識別事項 (着衣, 所持品, 身長, 体格等)							
遺族その他の関係者	現住所	(電話)						
	氏名	(死者との続柄)						
	遺体の引受け	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
	遺骨の引取り	可 ・ 不可 (引渡し 年 月 日)						
見分日 (検視) 時	月 日 時 分			見分者 (検視)				
検案日時	月 日 時 分			検案医師				
火葬許可証交付日	年 月 日			遺体発見現場の概略図				
火葬日	年 月 日							
(所持品の処理)								
(備考)								

※ 写真は裏面にはりつけて下さい。

災害遺体氏名札

災害遺体氏名札

八千代市 第 号

氏 名

(サイズ A5)

災害遺体送付票

(送付番号)

災害遺体送付票

八千代市 第 号

(氏名)

を送付する。

年 月 日

八千代市長

(火葬場) 宛

(サイズ A5)

遺体処理票

市町村名 八千代市

災害遺体番号		第 号
死 亡 者	氏 名	
	住 所	
	死亡年月日	
	死亡原因	
	遺体発見の 日時・場所	
引 取 人	氏 名	
	住 所	
	死亡者との 関 係	
	引取年月日	
遺 留 品	処 理 番 号	
	保 管 所	
備 考（身元不明遺体の場合は、遺体の特徴等を詳細に記入する）		
遺体収容所		

遺留品処理票

市町村名 八千代市

遺留品処理番号		
遺留品		
引取人	氏名	
	住所	
	死亡者との関係	
	引取年月日	
死亡者	遺体番号	
	氏名	
	住所	
遺留品保管所		

6-2 搜索受付から火葬・埋葬までの様式

遺体搜索状況記録簿

八千代市

年月日	搜索地区	搜索遺体	搜索用機械器具			金額 円	備 考
			名 称	数量	所有者氏名		
計	地区数	人	—		—	円	

遺体処理台帳

八千代市

処 理 年月日	遺 体 発見の 日時及 び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗淨等の処置費			遺体 の一時 保存	検案 料	実支 出額	備考
			氏 名	死亡者 との関 係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計	—	人	—	—	—						

埋葬台帳

市町村名 八千代市

死亡 年月日	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者の 関係	氏名	棺(付 属 品 含)	埋葬 又は 火葬料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	

- (注) 1 埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

6-3 火葬場所在地一覧表

火葬場所在地一覧表

(令和6年11月26日現在)

火 葬 場							
名 称	所在地	電 話	炉 数	燃 料	火葬時間	緊急時最大火葬	
四市複合事務組合 馬込斎場	船橋市 馬込町 1102-1	047- 438-1151	15 基	灯 油 都市ガス	1 体 約 90 分	2～3 日間	10 日間
						75 体/日	60 体/日
四市複合事務組合 しおかぜホール茜 浜	習志野市 茜浜 3-7-6	047- 409-9270	12 基	都市ガス	1 体 約 90 分	馬込斎場に異常 ある場合 56 体/日 ない場合 48 体/日	

ごみ及びし尿処理施設の現況

(1) ごみ処理施設

名 称	所在地	施設概要	処理能力	電 話
清掃センター	上高野 1384-7	全連続式ストーカ炉 全連続式流動床炉	100t/24h × 1基 60t/24h × 2基	483-4521
		粗大ごみ処理施設	50t/ 5h/日	
	上高野1010-1	最終処分場	面積 12,300m ² 容積 141,000m ³	
		浸出水処理施設	80m ³ /日	

(2) し尿処理施設

名 称	所在地	施設概要	処理能力	電 話
衛生センター	大和田新田 584-1	標準脱窒素処理方式及 び凝集分離処理 ※印旛放水路(新川)へ 放流	40k l /日	459-0601

8-1 土砂災害警戒区域等一覧

国土交通省所管地すべり防止区域

地すべり地域名	所在地（地域）	面積(ha)	指定年月日及び告示番号
八千代台	八千代台東6丁目	3.1	S55.12.2建告示第1809号

8-1 土砂災害警戒区域等一覧

急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表

(令和6年10月1日現在)

番号	地区名	所在地	面積 (ha)	指定年月日及び告示番号
1	八千代台東5丁目	八千代台東5丁目	2.79	S47. 9.26 千第661号
2	大和田	大和田	0.86	S57.12.10 千第990号
3	平戸	平戸	1.31	S60. 2.19 千第139号
4	島田	島田	0.97	S63. 3.29 千第267号
5	萱田町	萱田町	0.13	H 1. 9.19 千第839号
6	桑納	桑納字御堂後	0.83	H 7. 1.20 千第34号
7	島田2	島田字腰巻	0.63	H 7. 1.20 千第34号
8	村上	村上字宝喜作台	0.77	H 7. 1.20 千第35号
9	米本	米本字辺田台	1.78	H 7. 5.23 千第546号
10	花輪	吉橋字花輪	1.15	H 7. 6.23 千第627号
11	下高野2	下高野字亀井田	0.96	H 9. 4. 8 千第356号
12	小池	小池字小野	0.55	H 9. 4. 8 千第357号
13	島田4	島田	1.06	H11. 5.25 千第541号
14	平戸2	平戸字西ノ上	1.06	H11.11.26 千第966号
15	桑橋1	桑橋	0.48	H13. 4.27 千第543号
16	桑橋3	桑橋	0.50	H13. 5.25 千第646号
17	島田3	島田	1.72	H13.10.16 千第916号
18	吉橋	吉橋	0.41	H15.12.26 千第1033号
19	桑納2	桑納	1.36	H17. 3. 1 千第158号
20	桑納3	桑納	0.77	H19. 8.31 千第885号
21	下高野	下高野	0.90	R 2. 1.21 千第23号

8-1 土砂災害警戒区域等一覧

土砂災害警戒区域指定地一覧表

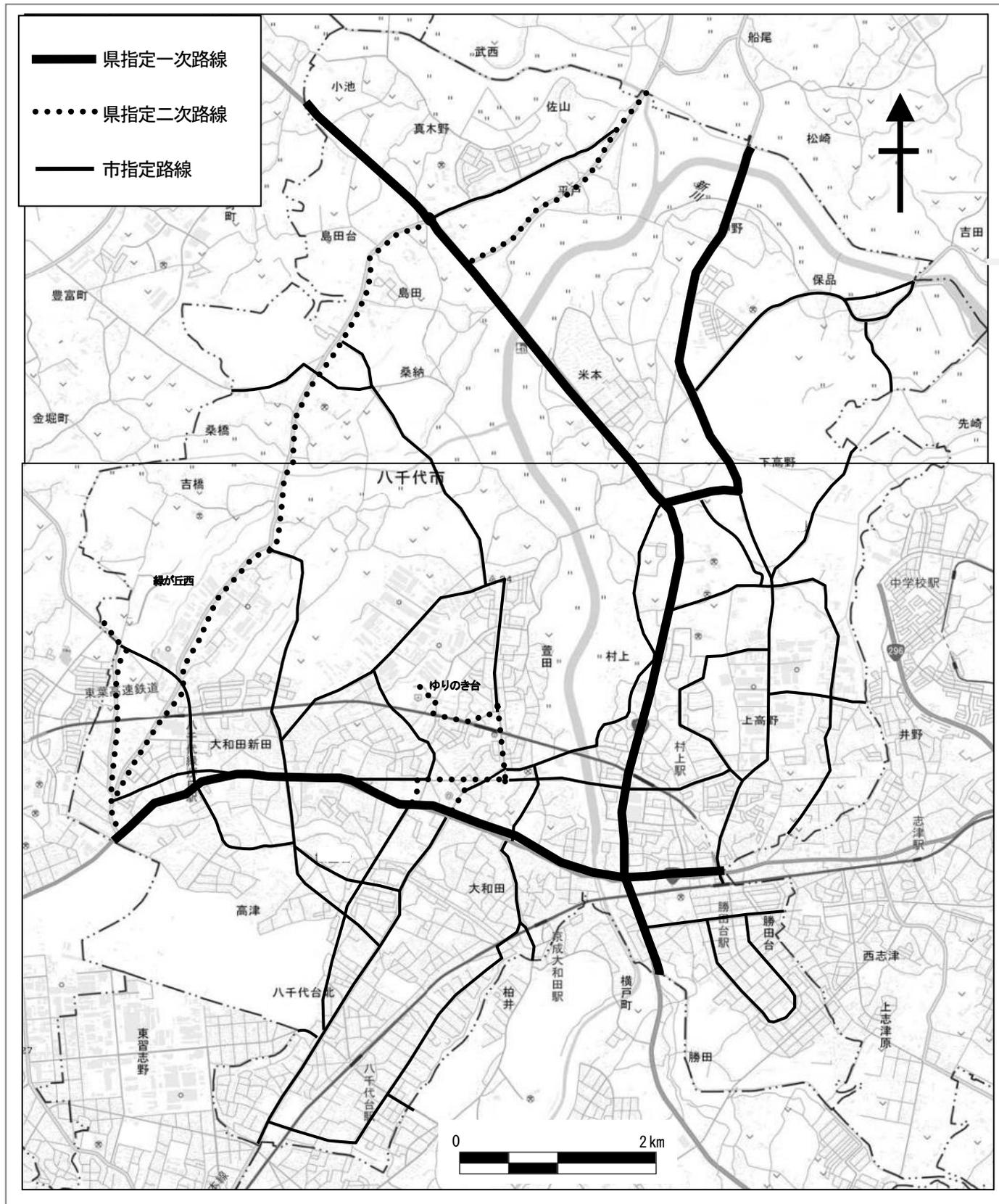
(令和6年10月1日現在)

区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	特別警戒区域の指定
下高野	I-0085	下高野	急傾斜地の崩壊	H22.10.22 千第743号	○
下高野2	I-1265	下高野	〃	〃	○
下高野4	II-0177	下高野	〃	〃	○
下高野5	II-0183	下高野	〃	〃	○
萱田	I-0084	萱田	〃	〃	○
萱田2	II-0181	萱田	〃	〃	○
吉橋	I-1268	吉橋	〃	〃	○
桑橋1	I-0066	桑橋	〃	〃	○
桑橋2	I-0067	桑橋	〃	〃	○
桑納	I-0068	桑納	〃	H22.10.22 千第743号 R6.3.29 一部解除	○
桑納2	I-0069	桑納	〃	H22.10.22 千第743号	○
桑納3	II-0174	桑納・島田	〃	H22.10.22 千第743号 R6.3.29 一部解除	○
佐山1	II-0164	佐山	〃	H22.10.22 千第743号	○
佐山2	I-1404	佐山	〃	〃	○
勝田1	I-1407	勝田	〃	〃	○
勝田2	I-1408	勝田	〃	〃	○
小池	I-1266	小池	〃	〃	
小池2	II-0160	小池	〃	〃	○
小池3	II-0161	小池	〃	〃	○
神久保1	II-0162	神久保	〃	〃	○
神久保2	I-1403	神久保	〃	〃	○
神久保3	II-0167	神久保	〃	〃	○
神野1	I-1405	神野	〃	〃	○
米本	I-0081	米本	〃	〃	○
米本4	II-0170	米本	〃	〃	○
米本5	II-0180	米本	〃	〃	○
村上	I-0082	村上・米本	〃	〃	○
村上1	III-0015	村上	〃	〃	○
村上2	II-0182	村上	〃	〃	○
村上3	I-1406	村上	〃	〃	
島田	I-0075	島田	〃	〃	
島田2	I-0072	島田	〃	〃	○
島田3	I-0073	島田	〃	〃	
島田4	I-1267	島田	〃	〃	
島田5	I-0074	島田	〃	〃	○
島田台	I-0076	島田台	〃	〃	○
麦丸1	II-0175	麦丸	〃	〃	○
麦丸2	II-0179	麦丸	〃	〃	○
麦丸3	II-7013	麦丸	〃	〃	○

8-1 土砂災害警戒区域等一覧

区域名	箇所番号	所在地	自然現象の種類	指定年月日及び告示番号	特別警戒区域の指定
麦丸4	II-7014	麦丸	急傾斜地の崩壊	H22. 10. 22 千第 743 号	○
麦丸5	III-1017	麦丸	〃	〃	○
平戸	I-0079	平戸	〃	〃	
平戸2	I-0080	平戸	〃	〃	○
平戸3	I-0083	平戸	〃	〃	○
平戸4	II-0166	平戸	〃	〃	○
勝田台	I-0070	勝田台3丁目	〃	R元. 5. 31 千第 30 号	○
勝田3	II-0188	勝田	〃	〃	○
桑橋4	I-010007	桑橋	〃	R2. 3. 24 千第 158 号	○
吉橋1	III-1018	吉橋	〃	〃	○
吉橋2	II-0178	吉橋	〃	〃	○
吉橋3	I-0064	吉橋	〃	〃	
米本3	II-0169	米本	〃	〃	○
下高野3	II-0176	下高野	〃	〃	○
上高野1	II-0184	上高野	〃	〃	○
上高野2	III-1021	上高野	〃	〃	○
村上4	III-0017	村上	〃	〃	○
村上5	III-1019	村上	〃	〃	○
村上6	III-0016	村上	〃	〃	○
神野2	III-1016	神野	〃	〃	○
萱田町	I-0065	萱田町	〃	〃	○
大和田	I-0071	大和田	〃	R2. 3. 24 千第 158 号	○
八千代台東5丁目	I-0077	八千代台東5丁目	〃	〃	
八千代台東6丁目	I-0078	八千代台東6丁目	〃	〃	
村上7	I-018K2041	村上・村上南5丁目・村上南1丁目	〃	R6. 3. 15 千第 160 号	○
村上8	I-018K2044	村上	〃	〃	○
村上南1	I-018K2049	村上南1丁目・村上	〃	〃	
大和田1	I-018K2052	大和田	〃	〃	
米本6	I-018K2078	米本	〃	〃	○

緊急輸送道路網図



9-1 上下水道局所管施設等の現況

上下水道局所管施設等の現況

(1) 施設の現況

名称	所在地	給水能力 (m ³ /日)	電話番号
1 上下水道庁舎	大和田新田312-5	—	(483) 6155 (483) 6156 (483) 6157
2 村上給水場	村上1157-1	15,700	(482) 0928
3 八千代台浄水場	八千代台西7-2	9,120	(482) 6414
4 勝田台浄水場	勝田台3-2-1	5,250	(483) 2554
5 米本浄水場	米本1434-2	5,000	(488) 1107
6 高津浄水場	高津832	8,400	(450) 5073
7 睦浄水場	島田台797-2	36,220	(450) 0466
8 萱田浄水場	ゆりのき台7-12	12,200	(487) 6965

(2) 応急給水用資機材の整備状況

物品等	単位	数量
1 給水タンク車	台	2
2 給水タンク	基	20
3 組立式給水タンク	基	15
4 非常用給水袋	袋	24,594
5 発電機	台	5
6 水中ポンプ	台	5
7 給水ホース	本	38
8 臨時給水栓	基	102
9 ペットボトル	本	22,034
10 コンクリート水栓柱	本	300
11 消火栓用給水スタンド	基	8

(令和5年度 八千代市水上下水道事業年報)

緊急通行車両確認申出書等

別記様式第3(第6条関係)

令和 年 月 日 千葉県公安委員会 殿 緊急通行車両確認申出書 申出者 住 所 氏 名																																													
番号標に表示されている番号																																													
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;"><input type="checkbox"/></td> <td>ア 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>イ 消防、水防その他の応急措置</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ウ 救難(救護)、救助その他保護</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>エ 児童・生徒の応急教育(教材運搬等)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>オ 施設、設備の応急復旧(整備・点検)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>カ 清掃、防疫その他公衆衛生等の措置</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>キ 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ク 緊急輸送確保のための措置</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;"><input type="checkbox"/></td> <td>1 緊急輸送(人)</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 飲料水・食料</td> <td>3 建築資材等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 衣料・寝具</td> <td>5 日用雑貨品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 医療品</td> <td>7 その他()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>ケ その他災害発生の防衛、拡大防止等 (具体的内容:)</td> </tr> </table> <p>該当項目の□に「○」を記入、「ク 緊急輸送」の場合、□に数字を記入</p>	<input type="checkbox"/>	ア 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示	<input type="checkbox"/>	イ 消防、水防その他の応急措置	<input type="checkbox"/>	ウ 救難(救護)、救助その他保護	<input type="checkbox"/>	エ 児童・生徒の応急教育(教材運搬等)	<input type="checkbox"/>	オ 施設、設備の応急復旧(整備・点検)	<input type="checkbox"/>	カ 清掃、防疫その他公衆衛生等の措置	<input type="checkbox"/>	キ 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持	<input type="checkbox"/>	ク 緊急輸送確保のための措置	<input type="checkbox"/>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;"><input type="checkbox"/></td> <td>1 緊急輸送(人)</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 飲料水・食料</td> <td>3 建築資材等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 衣料・寝具</td> <td>5 日用雑貨品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 医療品</td> <td>7 その他()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	1 緊急輸送(人)						2 飲料水・食料	3 建築資材等					4 衣料・寝具	5 日用雑貨品					6 医療品	7 その他()				<input type="checkbox"/>	ケ その他災害発生の防衛、拡大防止等 (具体的内容:)
<input type="checkbox"/>	ア 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示																																												
<input type="checkbox"/>	イ 消防、水防その他の応急措置																																												
<input type="checkbox"/>	ウ 救難(救護)、救助その他保護																																												
<input type="checkbox"/>	エ 児童・生徒の応急教育(教材運搬等)																																												
<input type="checkbox"/>	オ 施設、設備の応急復旧(整備・点検)																																												
<input type="checkbox"/>	カ 清掃、防疫その他公衆衛生等の措置																																												
<input type="checkbox"/>	キ 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持																																												
<input type="checkbox"/>	ク 緊急輸送確保のための措置																																												
<input type="checkbox"/>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;"><input type="checkbox"/></td> <td>1 緊急輸送(人)</td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> <td style="width: 20px;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>2 飲料水・食料</td> <td>3 建築資材等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 衣料・寝具</td> <td>5 日用雑貨品</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6 医療品</td> <td>7 その他()</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/>	1 緊急輸送(人)						2 飲料水・食料	3 建築資材等					4 衣料・寝具	5 日用雑貨品					6 医療品	7 その他()																							
<input type="checkbox"/>	1 緊急輸送(人)																																												
	2 飲料水・食料	3 建築資材等																																											
	4 衣料・寝具	5 日用雑貨品																																											
	6 医療品	7 その他()																																											
<input type="checkbox"/>	ケ その他災害発生の防衛、拡大防止等 (具体的内容:)																																												
活 動 地 域																																													
車両の 使用者		住 所																																											
		氏名又は 名称																																											
緊 急 連絡先		住 所																																											
		氏名又は 名称																																											
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・ <input type="checkbox"/> 1災害対策基本法 2原子力災害対策基本法 3国民保護法 ・ <input type="checkbox"/> 1指定行政機関 2指定公共機関 3指定地方行政機関 4指定地方公共機関 5地方公共団体 指定機関名: <ul style="list-style-type: none"> ・ <input type="checkbox"/> 1協定・委託(委託等の場合は「1」を記入 委託等ではない場合は「0」を記入) ・ <input type="checkbox"/> 1事前の申出 2規制実施後の申出 該当項目の□に数字を記入、「指定機関名」具体的機関名を記入																																												

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

第4号様式

登録車両番号

緊 急

有効期限

年 月 日

第5号様式

(警察署) 第 号

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">緊急通行車両確認証明書</p> <p style="margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">千葉県公安委員会 印</p>	
自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の発令、伝達及び勧告、指示 2 消火、水防その他の応急措置 3 救難、救助、保護 4 児童・生徒の応急教育（教材運搬等） 5 施設、設備の応急の復旧 6 清掃、防疫その他保健衛生の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防働、拡大防止（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） <p style="margin: 5px 0;">※ 品名等 1 飲料水・食糧 2 建築資材等</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">3 衣料・寝具 4 日用雑貨品</p> <p style="margin: 0 0 0 20px;">5 医薬品 6 その他（ ）</p>
使用者	住所
	氏名 () 局 番
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

注1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

(警察署) 受理番号 号

災 害 原子力災害 応急対策用 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 千葉県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 原子力災害 応急対策用 国民保護措置用 第 号 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 千葉県公安委員会
自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う 車両にあつては 輸送人員又は品 名を記載)		
使用者	住所	
	氏名又は は名称	
活動地域		
(注) この事前届出を作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察の本部又は警察署に提出してください。		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときには、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、交通規制対象除外車両としての必要性がなくなったとき。

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

第10号様式

(警察署) 第 号

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">規 制 除 外 車 両 確 認 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">別記千葉県公安委員会 様</p> <p style="margin: 10px 0;">申請者 住所</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">氏名 印</p>		
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名を記載）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

第11号様式

(警察署) 第 号

<p>規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 千葉県公安委員会 印 </div> </div>		
自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間	
通行経路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

(様式-1)

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

八千代市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

10-2 自衛隊災害派遣関連様式

(様式-2)

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

八千代市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け 号で依頼したこのことについて、下記のとおり
派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

11-1 災害時協力協定締結一覧表

災害時協力協定締結一覧表

(令和7年1月31日現在)

区分	協定名称	協定先	締結年月日
行政間の 応援協定	千葉県広域消防相互応援協定	千葉県内消防機関	平成18年8月22日
	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県内自治体	平成8年2月23日
	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成24年8月21日
	災害時の相互応援に関する協定	三重県松坂市	令和4年2月18日
	災害時における行政界周辺道路の啓開に関する覚書	近隣10市（千葉市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、市原市、八千代市、四街道市、八街市、大網白里市）	令和4年3月31日
	千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定	千葉県	令和3年7月30日
	「道の駅」の防災利用に関する基本協定	国土交通省関東地方整備局	令和4年3月30日
物資の供給に関する協定	災害時の防災資機材等の供給及び防災啓発等に関する協定	八千代市防災設備協同組合	平成7年10月13日
	災害時における物資の供給に関する協定	八千代市農業協同組合	平成9年1月17日
	災害時における物資の供給に関する協定	八千代市商店会連合会	平成10年3月27日
	災害時における輸送車両等の燃料供給に関する協定	千葉県石油協同組合八千代支部	平成10年5月28日
	災害時の物資の供給に関する協定	生活協同組合コープみらい	平成10年5月28日
	災害時における乳製品等及び飲料水の供給に関する協定・覚書	興真乳業(株)	平成12年1月17日
	災害時における生活物資の供給に関する協定	(株)マツモトキヨシ	平成13年1月17日
	災害時における物資供給等協力に関する協定	イオンリテール(株)八千代緑が丘店	平成18年7月13日
	災害時等における物資供給等協力に関する協定	石井食品(株)	平成22年9月1日
	災害時等における物資供給等協力に関する協定	公益社団法人千葉県エルピーガス協会船橋支部	平成24年3月19日
	災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定	八千代学校給食PFI(株)	平成25年4月1日
	災害時における飲料水の提供等に関する協定	(株)伊藤園	平成26年3月25日
	災害時における福祉用具等の供給協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	平成27年2月27日
	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	(株)セブン-イレブン・ジャパン	平成27年12月14日
	災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)カスミ	平成28年5月31日
	災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)長崎屋	平成30年12月7日
	災害時における物資の供給協力に関する協定	(株)カーライフオート	平成31年1月10日
	災害時におけるダンボール製品の供給協力に関する協定	山田ダンボール(株)千葉工場	平成31年2月6日
	災害時における道路補修材の供給等に関する協定	神東塗料(株)千葉事業所	令和元年12月17日
	災害時等における移動式宿泊施設等の貸渡しに関する協定	(株)デベロッパ	令和2年2月6日
	災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定	(株)東八千代学校給食サービス	令和4年9月2日
	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	(株)アクティオ 千葉支店	令和5年6月9日
	情報発信に関する協定	八千代市防災行政無線（固定系）子局の活用に関する協定	東京ガス(株)
八千代市防災行政無線の使用に関する協定		東京電力パワーグリッド(株)千葉支社	平成28年10月12日
災害時におけるCATVによる災害情報の放送に関する協定		(株)ジェイコム千葉YY船橋習志野局	平成17年7月4日
災害時における災害情報の放送に関する協定		(株)ふくろうエフエム	令和2年5月11日

11-1 災害時協力協定締結一覧表

区分	協定名称	協定先	締結年月日
	災害に係る情報発信等に関する協定	LINEヤフー(株)	平成26年1月20日
	防災行政用無線放送の再送信に関する覚書	(株)ジェイコム千葉YY船橋習志野局	平成26年2月14日
医療救護活動に関する協定	災害時の応急医療救護活動に関する協定・覚書	一般社団法人八千代市医師会	平成26年10月27日
	災害時の歯科医療活動に関する協定・覚書	一般社団法人八千代市歯科医師会	平成26年10月27日
	災害時における薬剤師の派遣及び医薬品等の供給に関する協定・覚書	一般社団法人八千代市薬剤師会	平成27年1月20日
	緊急連絡用携帯電話配置に関する覚書	一般社団法人八千代市医師会	平成27年5月27日
	災害時の応急医療救護活動における医薬品等の整備及び管理に関する覚書	一般社団法人八千代市医師会 災害医療地区病院(7病院)	平成26年10月27日
	柔道整復師による災害時等の応急救護活動に関する協定	公益社団法人千葉県柔道整復師会	令和6年11月8日
物資の輸送に関する協定	災害時における消火水の運搬に関する協定	太陽商運(株)	平成7年7月17日
	災害時における貨物自動車(トラック)による救助物資等の輸送の協力に関する協定	協同組合八千代トラックセンター	平成9年4月23日
	災害時における救援活動に関する協定	千葉県二輪車安全普及協会八千代支部	平成10年3月27日
	災害時等における消防用水の供給支援に関する協定	千葉西部生コンクリート協同組合及びその組合員の12事業者	令和2年3月12日
	災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定	千葉県タクシー協会京葉支部	令和2年3月24日
	災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	(株)ジェイコム千葉YY船橋習志野局	令和3年3月5日
	災害時における支援物資の受入れ及び輸送等に関する協定	佐川急便(株)	令和4年1月24日
	災害時における物資の輸送に係る協力に関する協定	福山通運(株)	令和5年11月29日
遺体の収容、搬送等に関する協定	災害時における遺体の収容、搬送及び安置等に関する協定	千葉中央葬祭業協同組合	平成19年2月28日
	災害時における遺体の収容、搬送及び安置等に関する協定	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	平成19年2月28日
	災害時における霊柩自動車等による遺体輸送等に関する協定	一般社団法人全国霊柩自動車協会	平成19年2月28日
廃棄物の処理に関する協定	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定	八千代清掃事業協同組合	平成17年9月1日
	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	八千代資源回収事業協同組合	平成26年2月5日
	災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定	(株)森山工業	平成26年8月26日
	災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定	八千代清掃事業協同組合	平成27年9月18日
	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	公益社団法人船橋市清美公社	令和3年1月5日
復旧応援等に関する協定	災害時における交通安全施設の応急対策等に関する協定	日本ラインサービス(株)	平成22年8月16日
	地震災害発生時における応急対策活動に関する協定	一般社団法人千葉県建築士会八千代支部並びに社団法人千葉県建築士事務所協会八千代支部	平成26年2月26日

11-1 災害時協力協定締結一覧表

区分	協定名称	協定先	締結年月日
	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定、災害時における連絡調整員の派遣に関する覚書、災害時における電源車の配備に関する覚書、災害時における停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物等除去に関する覚書	東京電力パワーグリッド(株) 京葉支社	令和2年8月5日
	災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定	一般社団法人千葉県ペストコントロール協会	令和2年8月19日
	災害時における応急工事等に関する協定	八千代市建設連合会	令和3年3月26日
施設の 利用に 関する 協定	災害時におけるゴルフ場施設の利用に関する協定	(株)太平洋クラブ	令和元年11月15日
	大規模災害発生時における施設使用に関する協定	八千代警察署	平成24年10月16日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人愛生会	平成28年3月25日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人翠耀会	平成28年3月25日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人清明会	平成28年3月25日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人定山会	平成28年3月25日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人鳳雄会	平成28年3月25日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人八千代美香会	平成28年3月25日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人悠久会	平成28年3月25日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人心聖会	平成30年4月18日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人実のりの会	平成28年3月25日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人八千代市身体障害者福祉会	平成28年3月25日
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人八千代翼友福祉会	平成28年3月25日
	八千代市福祉センターにおける指定避難所の設置に関する協定	社会福祉法人八千代市社会福祉協議会	令和7年3月31日 (改正予定)
	八千代市ふれあいプラザにおける指定避難所の設置に関する協定	八千代未来創造グループ	令和7年3月31日 (改正予定)
	福祉避難所の確保に関する協定	社会福祉法人佑啓会	平成30年10月12日
	災害時等における施設利用の協力に関する協定	公益財団法人八千代市地域振興財団(市民会館等)	令和5年5月26日
	災害時等における施設利用の協力に関する協定	オーエンス・TRCグループ	令和2年4月10日
	災害時等における施設利用の協力に関する協定	公益財団法人八千代市地域振興財団・八千代市スポーツ協会共同事業体(市民体育館)	令和5年5月26日
	災害時等における施設利用の協力に関する協定	(株)セイウン	令和3年5月11日
	災害時等における宿泊施設の提供に関する協定	有限会社クラウン商事(ホテルドエル)	令和2年11月18日
	災害時等における宿泊施設の提供に関する協定	(株)ベッセルホテル開発(ベッセルイン八千代勝田台駅前)	令和2年11月26日
	災害時等における施設利用の協力に関する協定	ゆりのき台生涯学習・スポーツパートナーズ(代表者)セントラルスポーツ株式会社	令和4年3月10日
福祉避難所の確保に関する協定	千葉県立八千代特別支援学校	令和4年3月29日	
災害時等における施設利用の協力に関する協定	(株)プロロジス・三井住友信託銀行株式会社	令和6年12月2日	
災害時における避難所等の施設利用等に関する協定	千葉県立八千代西高等学校	令和7年1月27日	
水道	緊急応援給水に関する協定	佐倉市	昭和63年7月1日

11-1 災害時協力協定締結一覧表

区分	協定名称	協定先	締結年月日
	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県内水道事業体	平成30年11月30日
	水道災害時における復旧応援に関する協定	八千代市管工事協同組合	平成31年3月11日
	緊急時用連絡管に関する協定	習志野市	平成9年7月16日
	災害時相互応援に関する協定	公益社団法人日本水道協会千葉県支部	平成10年5月18日
	災害時緊急応援に関する協定	第一環境(株)	平成23年6月1日
その他	緊急連絡用携帯電話配置に関する協定書	陸上自衛隊第一空挺団	平成27年5月27日
	災害時における八千代市と八千代市内郵便局間の協力に関する覚書	八千代郵便局, 八千代市内エリアマネジメント局八千代部会	令和2年10月1日
	災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	令和元年12月5日
	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成26年5月30日
	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)千葉総支社	平成27年3月25日
	災害時用公衆電話の設置・利用に関する覚書	東日本電信電話(株) ビジネス&オフィス営業推進本部 ビジネス営業部 千葉法人営業所	平成28年7月12日
	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	平成29年3月10日
	災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合習志野支部	平成31年3月25日
	災害時における動物救護活動に関する協定	京葉地域獣医師会	令和2年3月16日
	災害時における福祉避難所の人材確保に関する協定	八千代市介護サービス事業者協議会	令和2年3月27日
	災害時における電動車両等の支援に関する協定	千葉三菱自動車販売(株) 三菱自動車工業(株)	令和2年8月26日
	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン	令和3年2月5日

12-1 風水害・土砂災害履歴（平成3年～令和6年）

風水害・土砂災害履歴（平成3年～令和6年）

年	月 日	原因	人的被害		住家被害				その他の被害	雨量	
			重傷	軽傷	一部破損(戸)	床上浸水(戸)	床下浸水(戸)	がけくずれ(箇所)		最大時間雨量(mm)	連続雨量(mm)
平成3	9/8	台風15号			1		2		道路冠水10箇所	28.0	80.0
	9/18~20	台風18号				23	260	2	道路冠水29箇所	33.5	210.5
	10/11~13	秋雨前線 台風21号					6	23	道路冠水8箇所 橋梁被害1箇所	16.5	211.5
平成4	10/8~9	大雨				10	214		道路冠水4箇所 土砂流出2箇所	29.5	127.5
平成5	7/25~26	大雨					3	1	道路冠水11箇所	25.5	120.0
	8/26~27	台風11号					2		道路冠水6箇所	33.5	189.5
	11/14	大雨				16	144		道路冠水7箇所 ブロック塀倒壊3箇所	26.0	93.0
平成8	9/22	台風17号				40	200		道路冠水10箇所 農地冠水156.5ha 商工被害28件 倒木195本	38.0	267.0
平成9	5/25	大雨					1			21.0	45.0
	6/20	台風7号			2				道路冠水4箇所 倒木17本	13.0	70.0
平成11	4/24~25	大雨							道路冠水2箇所	8.5	93.0
	5/27	強風		1	1				最大瞬間風速 28.2m/秒		
	7/13~14	大雨					2	1	道路冠水6箇所	24.0	160.5
	8/14	熱帯低気圧							道路冠水3箇所	22.0	85.0
平成12	4/24	降雹							農業被害2,186ha		
	5/15	大雨							道路冠水1箇所	13.5	21.0
	5/24	降雹							農業被害1,001ha		
	6/9	強風	1		1						
	7/7~8	台風3号							道路冠水1箇所 倒木1本	19.5	159.0
	9/11	大雨							道路冠水1箇所	26.5	46.0
	11/20	大雨							道路冠水1箇所	8.5	37.5
平成13	1/27	大雪		3					交通事故2件	*3	*15
	8/21~22	台風11号							倒木1本	14.0	36.0
	9/10~11	台風15号			1				倒木・幹折れ34本	27.0	109.5
	10/10	大雨				1	3	1	道路冠水11箇所 道路損壊1箇所	27.5	211.0
平成14	1/21	大雨					1		道路冠水2箇所	29.0	48.5
	7/10	台風6号							倒木2箇所	10.0	32.5
	7/16~17	台風7号				1	7			37.0	51.5
	10/1~2	台風21号							倒木88本	11.0	48.0
平成15	8/5*	大雨				9	33			41.0	62.0

※ 雨量測定場所：平成8年以降は八千代市消防本部（大和田新田186番地）

※ 平成13年1月27日の雨量の欄の数値は最大時間積雪量及び総積雪量（単位 cm）

※ 平成15年8月5日の被害量は8月6日の千葉日報記事による。

12-1 風水害・土砂災害履歴（平成3年～令和6年）

年	月 日	原因	人的被害			住家被害				その他の被害	雨量	
			重症	中等症	軽症	一部破損（戸）	床上浸水（戸）	床下浸水（戸）	がけくずれ（箇所）		最大時間雨量（mm）	連続雨量（mm）
平成16	10/8～10	台風 22 号				7				道路冠水 2 箇所 倒木 8 件 農産被害 1 件	23.0	177.5
	10/19～21	台風 23 号								道路冠水 2 箇所	13.0	106.0
平成17	7/25～26	台風 7 号								道路冠水 7 箇所	25.0	110.0
	8/25～26	台風 11 号								最大瞬間風速 29.2 m/秒 倒木 13 箇所	12.0	111.0
平成18	7/14	大雨					1	9		道路冠水 16 件	33.0	33.0
	9/26	大雨								道路冠水 5 件	19.0	107.0
	10/6～7	大雨								道路冠水 3 件	12.5	144.5
	12/26～27	大雨								道路冠水 2 件	20.1	134.0
平成19	7/14～15	台風 4 号								道路陥没 1 件 法面崩壊 1 件	9.0	95.0
	9/5～6	台風 9 号				1				最大瞬間風速 31.4 m/秒 道路陥没 1 件 倒木 15 件	2.0	54.0
平成21	8/10	大雨					7	3		河川溢水 1 件 通行止め 4 件	38.0	124.5
	10/7～8	台風 18 号								道路冠水 7 件 通行止め 2 件	25.5	86.5
平成22	9/8	台風 9 号						5		通行止め 3 件	40.0	150.5
	9/13	大雨				1	2	9		倒木 1 件	24.5	41.0
	9/16	大雨						1		道路冠水 6 箇所 通行止め 1 箇所	19.5	62.5
	12/3	大雨						4		道路冠水 26 箇所 通行止め 2 箇所	29.0	69.5
平成23	5/3	大雨					3	5		通行止め 4 箇所	17.5	34.5
	9/21	台風 15 号						1		通行止め 2 件	18.0	91.0
	3/31	暴風			3					最大風速 30.7m/秒 農産被害 1 件		
平成24	5/29	大雨						3		通行止め 1 件	11.5	20.0
	6/22	大雨						3		道路冠水 1 件 通行止め 2 件	32.0	52.0
平成25	10/15～16	台風 26 号			2		221	198	8	最大瞬間風速 32.6m/秒 道路冠水 18 件 倒木 20 件	61.5	306

12-1 風水害・土砂災害履歴（平成3年～令和6年）

年	月 日	原因	人的被害			住家被害				その他の被害	雨量	
			重症	中等症	軽症	一部破損（戸）	床上浸水（戸）	床下浸水（戸）	がけくずれ（箇所）		最大時間雨量（mm）	連続雨量（mm）
平成26	2/8～9	大雪※			8					農業被害 5,287 m ²	11.0	53.8
	6/6～8	大雨						1		道路破損 2 件 通行止め 1 件 河川の斜面崩れ 2 件 停電約 600 世帯	21.0	182.5
	6/25	大雨						1			6.0	11.0
	6/26	大雨						1		道路破損 1 件 通行止め 1 件	39.5	50.0
	10/5～6	台風 18 号				1		2		最大瞬間風速 29.4 m/秒 通行止め 7 件 倒木 11 件 公共施設被害 2 件	24.5	211.5
平成27	5/12	台風 6 号			1					最大瞬間風速 32.2m/秒 倒木 9 件 農業被害 2 件 公共施設被害 1 件	10.5	13.5
	7/3	大雨								通行止め 2 件 車立ち往生 2 件	35.0	95.0
	9/9～10	大雨								通行止め 1 件 倒木 1 件	17.5	253.0
平成28	4/17	暴風			3					最大瞬間風速 30.2m/秒 倒木 2 件 公共施設被害 13 件		
	8/2	大雨					3	6		道路破損 3 件 公共施設被害 3 件 停電約 1,900 世帯	40.5	49.5
	8/22	台風 9 号			1	3				最大瞬間風速 29.6m/秒 通行止め 2 件 倒木 12 件 公共施設被害 8 件 停電 3,500 世帯 農業被害	20.5	70.0
平成29	2/17	暴風			2					最大瞬間風速 23.6m/秒		
	2/20～21	暴風			2	1				最大瞬間風速 26.0m/秒 農業被害 1 件 公共施設被害 1 件		

12-1 風水害・土砂災害履歴（平成3年～令和6年）

年	月 日	原因	人的被害			住家被害				その他の被害	雨量	
			重症	中等症	軽症	一部破損（戸）	床上浸水（戸）	床下浸水（戸）	がけくずれ（箇所）		最大時間雨量（mm）	連続雨量（mm）
平成29	9/16～18	台風 18 号								最大瞬間風速 30.0m/秒 公共施設被害 3 件	23.5	75.0
	10/21～23	台風 21 号						1		最大瞬間風速 27.4m/秒 通行止め 1 件 倒木 1 件 公共施設被害 1 件 停電約 300 世帯 支柱倒壊 2 件	16.0	149.5
	10/29	台風 22 号						1		最大瞬間風速 13.6m/秒 通行止め 1 件 公共施設被害 1 件	20.5	116.5
平成30	1/22※	大雪			4						2.5	10.0
	4/6～7	暴風			2					最大瞬間風速 25.2m/秒 公共施設被害 1 件 その他 1 件		
	4/11～12	暴風	1							最大瞬間風速 23.8m/秒 倒木 1 件		
	5/6～7	暴風			1					最大瞬間風速 21.2m/秒	8.5	24.5
	6/26～28	暴風			1					最大瞬間風速 28.0m/秒 倒木 1 件		
	7/4～6	暴風				4				最大瞬間風速 24.8m/秒 倒木 3 件 公共施設被害 1 件	14.0	35.0
	7/27～28	台風 12 号								最大瞬間風速 22.3m/秒 倒木 1 件	14.5	45.5
	9/4～5	台風 21 号								最大瞬間風速 25.4m/秒 倒木 1 件 公共施設被害 2 件	11.5	13.0

12-1 風水害・土砂災害履歴（平成3年～令和6年）

年	月 日	原因	人的被害			住家被害				その他の被害	雨量	
			重症	中等症	軽症	一部破損（戸）	床上浸水（戸）	床下浸水（戸）	がけくずれ（箇所）		最大時間雨量（mm）	連続雨量（mm）
平成30	9/29～ 10/1	台風 24 号				44				最大瞬間風速 42.6m/秒 倒木 39 件 通行止 1 件 公共施設被害 73 件 停電 10,536 世帯 農業被害 支柱倒壊 1 件 電線から火花 47 件	17.5	67.0
令和元	5/21	大雨								最大瞬間風速 16.8m/秒 通行止 1 件	13.5	60.5
	5/28～29	強風				1				最大瞬間風速 22.4m/秒		
	9/7～9	台風 15 号 ※				725				最大瞬間風速 40.1m/秒 公共施設被害 67 件 通行止 5 件 倒木 44 件 農業被害 停電 12,620 世帯	17.5	56.5
	9/11～12	竜巻								停電 22,900 件 エレベータ閉じ込め 1 件	21.0	21.5
	9/23～24	強風								最大瞬間風速 27.2m/秒 公共施設被害 1 件		
	10/11～13	台風 19 号								最大瞬間風速 38.6m/秒 公共施設被害 24 件 道路破損 1 件 通行止 1 件 倒木 1 件 停電 10,000 世帯	24.0	103.0
	10/25～26	台風 21 号						1	1	最大瞬間風速 22.3m/秒 公共施設被害 14 件 通行止 7 件	38.0	184.5
令和 2	3/27～29	強風			1					最大瞬間風速 22.5m/秒		
令和 3	5/20～21	強風		1						最大瞬間風速 24.3m/秒		
令和 4	8/15	台風 8 号								最大瞬間風速 21.1m/秒	19.0	40.0

12-1 風水害・土砂災害履歴（平成3年～令和6年）

年	月 日	原因	人的被害			住家被害				その他の被害	雨量	
			重症	中等症	軽症	一部破損（戸）	床上浸水（戸）	床下浸水（戸）	がけくずれ（箇所）		最大時間雨量（mm）	連続雨量（mm）
令和5	6/2～3	大雨								最大瞬間風速 23.0m/秒 道路冠水 2 箇所	35.5	199.0
令和5	9/8	台風13号								最大瞬間風速 20.0m/秒 道路冠水 1 箇所	28.5	166.0
令和5	2/5	大雪			1							
令和6	6/28	大雨								道路冠水 1 箇所	14.5	77.5
令和6	8/15～16	台風7号								最大瞬間風速 18.9m/秒 道路冠水 1 箇所 倒木 1 件 公共施設被害 1 件	24.0	49.5

※ 雨量測定場所：平成8年以降は八千代市消防本部（大和田新田 186 番地）

※ 最大時間雨量について、平成24年度までは1時間毎(正時)の最大値、平成25年度からは任意の60分の最大値を記載

※ 平成26年2月8～9日雨量の欄の数値は降雪量(単位 cm)、積雪は千葉市中央区で最深積雪 33cmを記録(銚子地方气象台)

※ 平成30年1月22日雨量の欄の数値は降雪量(単位cm)

※ 令和元年台風15号における住家被害の軒数については、令和元年台風19号及び令和元年10月25～26日大雨による被害の合算値を記載

12-2 地震による災害履歴（平成23年～令和6年）

地震による災害履歴（平成23年～令和6年）

年	月 日	原因	主な被害状況	震度	
				最大震度	本市震度
平成23	3/11	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	人的被害：死亡1名，中等症1名，軽傷2名 火災出動：2件 住家被害：全焼1件，全壊5件，大規模半壊3件，半壊21件，一部破損1,441件(※罹災証明書発行件数) 公共土木被害：橋梁4か所 停電戸数：約8,300戸 上水道漏水：96箇所(宅内含む) 公共交通機関：京成電鉄・東葉高速鉄道運行停止12日から運転再開 避難所開設：23箇所 最大避難者数：1,201人 ※平成25年3月31日時点の集計値	7	5強
平成27	5/25		人的被害：軽症1名 公共施設被害：1件	5弱	4

13-1 災害医療地区病院・学校(1次救護所)一覧表

災害医療地区病院・学校(1次救護所)一覧表

名 称	所 在 地	電 話
東京女子医科大学附属八千代医療センター	大和田新田477-96	450-6000
島田台総合病院	島田台 887-7	488-7788
セントマーガレット病院	上高野450	485-5111
勝田台病院	勝田622-2	482-3020
新八千代病院	米本2167	488-3251
八千代台東小学校	八千代台東2-5-1	483-4547
西高津小学校	高津832-38	450-7200

13-2 応急医療救護に関する様式

医療救護班診療記録

市町村名：八千代市 NO. _____ / _____

救護所名		医師氏名	班長	
			班員	
		市担当職員氏名		

年月日	住所	患者氏名	性別	年齢	傷病名	程度	措置概要	備考
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
小計・合計	人					・		

- 1 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。
- 2 重症：入院1月以上を要する 中症：入院治療を要する 軽症：入院治療を要しない

13-2 応急医療救護に関する様式

医療救護班医薬品衛生材料使用簿

市町村名：八千代市 NO. _____ / _____

救護所名		医師	班長	
		氏名	班員	
		市担当職員氏名		

医薬品衛生材料名	単位	単価	摘要	受	払	残	備考
小計・合計							

- 注1 救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにする。
- 2 摘要欄は、受入先及び払出先を記入する。
- 3 備考欄は、払高数量（使用料）に対する金額を記入する。
- 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

13-2 応急医療救護に関する様式

医療救護班の編成及び活動記録（集計報告）

市町村名：八千代市 NO. /

						地 区
期 間	救護所名	診 療 患者数	遺体 検案数	班の編成	班長職氏名	備 考
小計・ 合計						

- 注1 地区ごとに作成する。
- 2 診療患者数は、延人員数を記入する。
- 3 班の編成欄は、職種ごとの人員を記入する。
- 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

13-2 応急医療救護に関する様式

医薬品衛生材料受け払い簿

市町村名：八千代市 NO. /

品名		単位 呼称				
		受	払	残	扱	者
年月日	摘要欄	受	払	残	扱	者
小計・ 合計						

- ※ 1. 品目ごとに作成する。
 2. 摘要欄には、購入先及び払出先等を記入する。
 3. 備考欄には、購入金額及びその内訳を記入する。
 4 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

13-2 応急医療救護に関する様式

病院診療所医療実施状況

市町村名：八千代市 NO. /

地区	診療 機関名	患者氏名	診療期間 (月 日)	病 名	診療 区分		診療報酬 点 数		金 額 (円)	備考
					入 院	通 院	入 院	通 院		
計	機関	人		—						

- 注1 地区ごとに記入する。
- 2 診療所ごとに記入する。
- 3 「診療期間」欄は、「〇月〇日～〇月〇日」と記入する。
- 4 診療区分欄は、該当欄に〇印を記入する。

助産台帳

市町村名：八千代市 NO. /

分べん者					地区	
氏名	住所	分べん の日時	助産機関 の名称	分べん 期 間	金 額	備 考
小 計						
合 計	人					

- 1 「分べん期間」欄は、「〇月〇日～〇月〇日」と記入すること。
- 2 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

気象警報・注意報発表基準

令和6年5月23日現在
発表官署 銚子地方気象台

八千代市	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北西部	
	市町村等をまとめた地域		東葛飾	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	122
	洪水		流域雨量指数基準	新川流域=21.7, 八千代一号幹線流域=5.9, 神崎川流域=16.7, 桑納川流域=11
			複合基準※1	新川流域= (12, 14.5), 八千代一号幹線流域= (8, 5.3)
			指定河川洪水予報 による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	98
	洪水		流域雨量指数基準	新川流域=17.3, 八千代一号幹線流域=4.7, 神崎川流域=13.3, 桑納川流域=8.8
			複合基準	新川流域= (5, 13.1), 八千代一号幹線流域= (5, 4.7)
			指定河川洪水予報 による基準	—
	強風		平均風速	13m/s
	風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 30%で実効湿度 60%	
	なだれ			
	低温		夏季(最低気温): 銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上 継続 冬季(最低気温): 銚子地方気象台で-3℃以下, 千葉特別地域 気象観測所で-5℃以下	
霜		晩霜期に最低気温4℃以下		
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

八千代市災害見舞金等交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において災害を被った市民に対し、見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、火災、爆発等の原因により被害が発生することをいう。

(対象)

第3条 見舞金等は、次の各号のいずれかに該当するものに災害が発生したときに交付する。

- (1) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市内に存する住家であって、前号に掲げる者が現に居住の用に供するもの
- (3) その他市長が特に認めたもの

(受給者)

第4条 見舞金等の交付を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号のときは被災者（ただし、被災者が死亡したときはその遺族）
- (2) 前条第2号のときはその住家に居住している者
- (3) 前条第3号のときは市長の指定する者

(見舞金等)

第5条 見舞金等の金額は、別表のとおりとする。ただし、第3条第3号にあつては、市長がその都度定める。

(届出)

第6条 見舞金等の交付を受けようとする者は、災害見舞金等受給対象被害届（第1号様式。以下「被害届」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が被害届によらず被害の状況をは握できる場合は、この限りでない。

2 前項の被害届には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める被害状況を証する書類を添付しなければならない。

- (1) 第3条第1号に規定する者が、災害により1月以上の入院加療を要する負傷をした場合 医師の診断書の写し
- (2) 第3条第2号に規定する住家に災害が発生した場合 災証明書の写し
- (3) 第3条第3号に規定するものに災害が発生した場合 市長が必要と認める書類

(適用除外)

第7条 市長は、災害が次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金等を支給しないことができる。

- (1) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける場合
- (2) 受給者に故意又は重大な過失があつた場合

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、昭和58年8月16日から適用する。

附 則（昭和61年規則第1号）

この告示は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年告示第30号）

この告示は、平成元年4月1日から施行する。

15-1 八千代市災害見舞金等交付要綱

附 則（平成4年告示第39号）

この告示は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年告示第30号）

この告示は、平成6年4月4日から施行する。

附 則（平成17年告示第38号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第23号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年告示第59号）

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の八千代市災害見舞金等交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に発生した災害に係る見舞金又は弔慰金（以下「見舞金等」という。）の交付について適用し、同日前に発生した災害に係る見舞金等の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成24年告示第157号）抄

（施行期日）

1 この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和3年告示第286号）

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示施行の際現に存するこの告示による改正前の各告示の様式の内紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

別表（第5条）

対 象	被害の程度	見舞金(弔慰金)
第3条第1号に掲げる者	死亡又は死亡とみなされたとき。	1人につき 50,000円
	1月以上の入院加療を要する負傷をしたとき。	1人につき 10,000円
第3条第2号に掲げる住家	全焼又は全壊	1世帯につき 50,000円
	半焼又は半壊	1世帯につき 25,000円
	部分焼	1世帯につき 15,000円
	床上浸水	1世帯につき 25,000円
	消火作業による冠水	1世帯につき 15,000円

第1号様式（第6条） <略>

各種生活再建支援制度の概要

支援制度	支 援 の 内 容																
災害弔慰金	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給する。 ●災害弔慰金の支給額は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が死亡した場合：500万円 ・その他の者が死亡した場合：250万円 																
災害障害見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ●災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。 ●災害障害見舞金の支給額は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円 ・その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円 																
被災者生活再建支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給する。 ●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になる。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4) <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>全壊</td> <td style="text-align: right;">100万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td style="text-align: right;">50万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td style="text-align: right;">なし</td> </tr> </table> ・住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>建設・購入</td> <td>【全壊・大規模】200万円</td> <td>【中規模】100万円</td> </tr> <tr> <td>補修</td> <td>【全壊・大規模】100万円</td> <td>【中規模】50万円</td> </tr> <tr> <td>賃借</td> <td>【全壊・大規模】50万円</td> <td>【中規模】25万円</td> </tr> </table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合でも、上限で200(又は100)万円。中規模は100(又は50)万円 	全壊	100万円	大規模半壊	50万円	中規模半壊	なし	建設・購入	【全壊・大規模】200万円	【中規模】100万円	補修	【全壊・大規模】100万円	【中規模】50万円	賃借	【全壊・大規模】50万円	【中規模】25万円	
全壊	100万円																
大規模半壊	50万円																
中規模半壊	なし																
建設・購入	【全壊・大規模】200万円	【中規模】100万円															
補修	【全壊・大規模】100万円	【中規模】50万円															
賃借	【全壊・大規模】50万円	【中規模】25万円															
災害援護資金	<ul style="list-style-type: none"> ●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付ける。貸付限度額等は次のとおりである(所得制限がある。) ・貸付限度額 <ul style="list-style-type: none"> ①世帯主に1か月以上の負傷がある場合 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td style="text-align: right;">270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td style="text-align: right;">350万円</td> </tr> </table> ②世帯主に1か月以上の負傷がない場合 <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td style="text-align: right;">150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td style="text-align: right;">170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td style="text-align: right;">250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体が滅失又は流失</td> <td style="text-align: right;">350万円</td> </tr> </table> ・貸付利率 年1.5%(据置期間中は無利子) ・据置期間 3年以内(特別の場合5年) ・償還期間 10年以内(据置期間を含む) 	ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	エ 住居の全体が滅失又は流失	350万円
ア 当該負傷のみ	150万円																
イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																
ウ 住居の半壊	270万円																
エ 住居の全壊	350万円																
ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																
イ 住居の半壊	170万円																
ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円																
エ 住居の全体が滅失又は流失	350万円																

15-2 各種生活再建支援制度の概要

支援制度	支援の内容
生活福祉資金制度による貸付	<ul style="list-style-type: none"> ●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者世帯及び高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。 ●生活福祉資金（福祉資金）には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付がある。貸付限度額等は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 150万円（目安） ・貸付利率 連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5% ・据置期間 6か月以内 ・償還期間 7年以内（目安）
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ●母子・父子・寡婦福祉資金とは、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものである。 ●災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予などの特別措置を講じる。